



ボン気候変動会議サマリー

2010年5月31日—6月11日

ボン気候変動会議は、2010年5月31日から6月11日、ドイツのボンで開催された。会議には、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）補助機関の第32回会合、ならびにUNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第10回会合（AWG-LCA 10）、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第12回会合（AWG-KP 12）が含まれる。各国政府、政府間組織、非政府組織、学界、民間部門、マスメディアを代表する約2900名が出席した。

補助機関会合の主要議題の一つが、科学・技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）の議題である気候変動緩和の科学的、技術的、社会経済的側面であった。小島嶼国連合（AOSIS）は、他の大半の締約国と共に、地球の平均気温の上昇を産業革命前の1.5°Cおよび2°Cに抑えるオプションに関し、テクニカルペーパー作成を事務局に要請するよう提案した。サウジアラビア、オマーン、クウェート、カタールはこの提案に反対した。締約国は合意に至らず、結局、テクニカルペーパーに言及しない形でSBSTA結論書を採択した。多数の締約国、ならびに市民社会代表は、この結果に「深い失望感」を表明した。

AWG-LCAは、主にAWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が作成した新しい交渉文書草案（FCCC/AWGLCA/2010/6）について、同議長が議長を務めるコンタクトグループで意見交換を行った。会合期間中、数人の参加者が建設的な雰囲気を目指し、資金問題などでは進展があったとの感触を示した。しかし、AWG-LCA 10は合意に達することができず、結論書の採択はなかった。合意できなかった問題には、先進国ならびに途上国の緩和約束の取りまとめを事務局へ要請する問題があった。6月10日木曜日夜遅く、AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは、締約国間の交渉進展を目指し、8月のAWG-LCA 11で検討する正式文書となるべき改訂文書草案（FCCC/AWGLCA/2010/8）を配布した。同議長は、この文書草案は8月の会合までに改定される可能性があるとし、AWG-LCA 10での議論は望まないと説明した。閉会プレナリーで、多数の途上国は、この先行草案は「バランスがとれていない」と指摘し、途上国側の提案をより多く取り入れられないなら、8月の交渉の土台としては使えないと強調した。

AWG-KPでの議論の中心は、附属書Iの排出削減量およびその他の問題であり、この中には柔軟性メカニズムおよび土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）が含まれた。特に2013年以降の排出削減約束およびその根底にある柔軟性メカニズムおよびLULUCFの利用に関する前提条件について意見交換が行われた。また

AWG-KPでは、法律問題および第1約束期間とそれ以降の約束期間とで間隙が生じないようにする方法についても議論した。6月11日金曜日の夜、AWG-KPは、結論書（FCCC/KP/AWG/2010/L.4）で合意し、その中で事務局に対し法律問題に関するテクニカルペーパーの作成ならびにAWG-LCA 13前の附属書I排出削減量の規模に関する技術ワークショップ開催を要請した。多数のものが、附属書I締約国の約束は不適切な野心度しか示されていないが、AWG-KPはある程度「正しい方向に進んでいる」との感触を示した。

会合の最後、参加者は、UNFCCCを去るYvo de Boer事務局長に送辞を述べ、次期事務局長となるコスタリカのChristiana Figueresを歓迎した。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動への国際社会の政治的取り組みは、1992年のUNFCCC採択に始まる、この条約は気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するべく温室効果ガス大気濃度安定化を目指し、行動枠組を規定した。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議（COP 3）の参加者はUNFCCCの議定書について合意し、この議定書で先進工業国および市場経済移行国は排出削減目標達成を約束した。これらUNFCCCの下で附属書I締約国と称される諸国は、6つの温室効果ガスの排出量を2008-2012年の間（第1約束期間）に全体として1990年比5.3%削減し、各国がそれぞれ異なる目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在191の締約国が加盟する。

2005年、第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP 1）がカナダのモントリオールで開催され、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに附属書I締約国の更なる約束を検討するとして議定書3.9条に基づき、AWG-KPが設立された。このほかモントリオールでのCOP 11では、COP 13までに4回のワークショップを開催し、条約の下での長期的協力を検討する「条約ダイアログ」の設置でも合意した。

バリ・ロードマップ：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。バリ会議の焦点は長期的な問題であった。交渉の結果、バリ行動計画（決定書1/CP.13）が採択され、条約会合中で特定された長期的協力の主要要素である緩和、適応、資金、ならびに技術とキャパシティビルディングを議論するため、AWG-LCAが設立された。バリ会議では、条約および議定書の両方の交渉「トラック」を対象とする、2年間のバリ・ロードマップでも合意し、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉妥結の期限とした。

バリからコペンハーゲンへ：2008年、2つのAWGsは4回の交渉会合を並行して開催した、4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月はポーランドのポズナニでの開催であった。2009年

では、4月、6月、8月がドイツのボン、10月がタイのバンコク、11月がスペインのバルセロナ、12月がデンマークのコペンハーゲンでAWGs会合が開催された。

AWG-LCA : AWG-LCAは2009年前半、交渉文書の作成に焦点を当てた。6月のAWG-LCA 6において、締約国は、議長草案を土台にそれぞれの見解を発表し、議論を展開した。このプロセスの結果として取りまとめられた文書は、200頁近くにおよび、BAPの全ての要素を網羅するものとなった。

AWG-LCAは、8月の非公式会合で、この文書に関する議論の進め方の協議を開始し、交渉文書を扱いやすくするため、ノンペーパーを作成し、読解書、表、マトリックスを作成した。AWG-LCA 7は、バンコクおよびバルセロナでこの交渉文書のスリム化と取りまとめを続けた。その結果、一連のノンペーパーが作成され、会議報告書の附属書としてコペンハーゲン会合に送られた。コペンハーゲン会議前では、多数のものが、AWG-LCAでの交渉では、適応、技術、キャパシティビルディングの要素において十分な進展があったが、緩和および資金の特定要素については「深い溝」が残っているとの感触を示した。

AWG-KP : AWG-KPの2009年の交渉は「数値」、すなわち、議定書の第1約束期間が切れる2013年以降の附属書I締約国全体の排出削減量および各国の排出削減量が、議論の中心となった。また締約国は、AWG-KP作業プログラムに規定するその他の問題の議論も続けた、この中には柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の影響結果可能性などが含まれた。議定書3.9条（附属書I締約国の更なる約束）に基づく議定書改定案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムなどのその他の問題に関する文書に基づき議論が行われた。

附属書I締約国の全体目標および各国目標では大きな進展がなく、コペンハーゲン会議の成果文書を京都議定書の改定とするか、それとも両AWGsの下での新たな単独の合意とするかに関する先進国と途上国との意見のくい違いが表面化したというのが、多数のものの感触であった。

事務局は、2009年6月までに、条約の下での新たな議定書に関する5件の提案書、京都議定書の改定に関する12件の提出文書を締約国から受け取ったが、いずれもコペンハーゲンのCOP 15およびCOP/MOP 5での検討を目指すものであった。

コペンハーゲン気候変動会議 : 国連気候変動会議は、2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで開催された。この会議においてはCOP 15、COP/MOP 5、合わせて補助機関の第31回会合、AWG-KP 10およびAWG-LCA 8が開催された。専門家レベル、閣僚レベル、首脳レベルの「激しい交渉」といわれる交渉が2週間にわたり繰り広げられた。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP合同ハイレベル・セグメントには、110名を超える世界の指導者が出席した。

この会議では、プロセスと透明性への疑念が特に顕著に見られた。なかでも、少人数の「議長の友」方式で交渉すべきか、それともオープンなコンタクトグループ方式で行うべきかで、意見の相違が表面化した。デンマークのCOP議長が両AWGsの作業を反映する2つの文書を提案したことも意見の不一致を招いた。多数の締約国がこれを拒否し、締約国がAWGs会合で作成した文書のみを用いるよう求めた。ハイレベル・セグメントでは、主要経済国、各地域の代表、その他交渉グループで構成されるグループ間の非公式折衝が行われた。その結果、12月18日金曜日の夜遅く、「コペンハーゲン合意」と呼ばれる政治的合意が出された。

13時間近くに及んだCOPの閉会プレナリーは、このプロセスの透明性およびCOPがコペンハーゲン合意を採択すべきかどうかの議論に終始した。大半の交渉グループは、将来「よりよい」合意にいたる一歩前進だとして、この合意が実施できるようCOP決定書としての採択を支持した。しかし、一部の途上国は、このプロセスを「不透明」で「反民主的な」交渉プロセスだと決め付けて反対した。結局、締約国は、COPはコペンハーゲン合意に「留意する」とのCOP決定を採択することで合意した。また締約国は、コペンハーゲン合意を支持する諸国が参加を表明できる手順を設定した。2010年5月までに、127カ国がコペンハーゲン合意の支持を表明した。42の附属書I諸国および42の非附属書I諸国は、コペンハーゲン合意の規定に基づき、それぞれの排出削減目標および他の緩和行動に関する情報を提供した。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAとAWG-KPのマンデート延長でも合意し、2010年11月29日から2週間にわたり、メキシコのカンクンで開催されるCOP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれの成果を報告するよう求めた。

AWG-LCA 9およびAWG-KP 11：2010年4月9-11日、AWG-LCA 9およびAWG-KP 11が、ドイツのボンで開催された。この会議では、各AWGがそのマンデートを達成し、カンクンで成果を報告するための2010年の作業方法および構成に議論の焦点が当てられた。

AWG-LCAでは、特に同議長に対し、AWG-LCAでの議論、ならびにCOP 15に対するAWG-LCA報告書に基づくCOPでの議論を踏まえ、6月の会合用の文書を議長責任で作成するよう要請することで合意した。またAWG-LCAは、締約国に対し、4月後半までに追加意見書を提出し、議長による交渉文書草案作成の一助とするよう求めた。

AWG-KPは、附属書I締約国全体および個別の排出削減量、ならびにその他の問題に関する議論の継続で合意し、議長に対し、次回会合向けの文書作成を委任した。またAWG-KPは、同議長が自身のイニシアティブでAWG-LCA議長と会合し、附属書I締約国の約束に関する情報を明らかにし、これを利用可能とすることに留意することでも合意した。

本会合の報告書

実施に関する補助機関（SBI）および科学・技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）の第32回会合は、2010年5月31日から6月11日の間に開催された。この会合ではこのほかUNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会第10回会合（AWG-LCA 10）および京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関する特別作業部会第12回会合（AWG-KP 12）も開催された。本報告書は、この会合期間中、4つの会議体が行ったそれぞれの議論の内容をとりまとめる。

条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCA 10は、6月1日(火)、開会会合を開催し、Margaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）がAWG-LCA議長を、Daniel Reifsnyder（米国）がAWG-LCA副議長を、Teodora Obradovic-Grncarovska（旧ユーゴスラビア、マケドニア共和国）が報告官を再任した。Mukahanana-Sangarweは会合の開会を宣言し、締約国は議題書ならびに作業構成書（FCCC/AWGLCA/2010/4）を採択した。

メキシコは、会期間の会合について報告し、5月20-21日に開催された非公式閣僚会合に注目して、この会合では主に資金問題が議論され、メキシコのFelipe Calderón大統領、ドイツのAngela Merkel首相も出席したと述べた。ボリビアは、2010年4月、ボリビアのCochabambaで開催された気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議の概要を紹介した。ドイツは、5月初め、ドイツとメキシコが共同開催したPetersburg気候会議に焦点を当てた。ノルウェーは、2010年5月のオスロ森林気候会議について説明し、途上国における森林減少ならびに森林の劣化から生じる排出量の削減ならびに保全の役割、持続可能な森林管理および森林の炭素貯留量増加（REDD+）に関する非拘束的パートナーシップが設立され、行動の調整を図ることになったと説明し、このパートナーシップはUNFCCCの下での交渉と合致すると述べた。エチオピアは、気候変動資金調達に関する国連事務総長のハイレベル諮問グループの作業について報告し、資金源を特定し、2010年11月までに成果を報告するというこのグループの目的を参加者に伝えるため努力しているとして、その内容を説明した。

COP 16での成果文書作成準備：この問題は、6月1日のAWG-LCA開会プレナリーで初めて取り上げられ、AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは自身が作成したシナリオノート（FCCC/AWGLCA/2010/5）、交渉文書草案（FCCC/AWGLCA/2010/6）、締約国提出文書（FCCC/AWGLCA/2010/MISC.2 and Add.1-2）、ロードマップに関する提出文書（FCCC/AWGLCA/2010/MISC.3）、政府間組織提出文書（FCCC/AWGLCA/2010/MISC.4）を提出した。

締約国は、議長の新しい交渉文書草案に対する意見を表明し、多数の締約国が、議論の土台として優れた文書だと評した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、バリ行動計画（BAP）に則った交渉文書草案の再構築を提案し、資金に関しては別に章を設ける必要があると強調した。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、知的財産権、適応に関する国際プログラム、途上国による国家適切緩和行動（NAMAs）登録簿、そして貿易と気候変動に関する問題などの検討を要請した。レソトは後発発展途上国（LDCs）の立場で発言し、AWG-LCAに対し、適応への資金供与では公正な結果を確保するよう要請した。グレナダは小島嶼国連合（AOSIS）の立場で発言し、現在の排出削減約束では気温上昇が4°Cになると述べ、COP 15から6ヶ月を経ても適応資金供与が実現していないことに「重大な懸念」を表明した。

スペインは欧州連合（EU）の立場で発言し、議長文書は交渉を進展させると述べたが、より野心的な排出削減では改善の余地があると指摘した。スイスは環境十全性グループ（EIG）の立場で発言し、新しい交渉文書について、COP 15でほぼ決定されそうになった問題を取りまとめていると強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、コペンハーゲン合意を含めたCOP 15の成果に基づき、交渉を進展させるべきだと強調し、COP 16での合意は可能との確信を表明した。

チリは、ペルー、コロンビア、コスタリカ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、パナマの立場も代表して発言し、共通の理解を明らかにすることが重要だと強調した。パナマは中央アメリカ統合システムの立場で発言し、適応が優先課題だとし、政府開発援助（ODA）に追加的で、予測可能、持続可能かつ長期的な資金供与を求めた。

ボリビアは、議長文書はバランスが取れておらず、自国の提案が反映されていないと不満を述べた。パラグアイは、Cochabamba人民合意を議長文書に盛り込むことを支持した。

ガイアナは、REDD+の早期行動に対する適切かつ予測可能な資金供与を求めた。マーシャル諸島は、成果合意の形式が不明な中で交渉する難しさを強調した。

ロシア連邦は、両AWGs間の協力の必要性を強調した。ニュージーランドは、両AWGsを横断するクロスカテゴリーイシューを検討するためのワークショップ開催を提案した。日本は、コペンハーゲンの「優れた政治的ガイダンス」を強調した。米国は、自国の提出意見が反映されていないと嘆き、コペンハーゲンの政治的ガイダンスならびにトレードオフを認識する必要があると強調した。ツバルとパキスタンは、コペンハーゲン合意の文章の挿入を警戒した。ノルウェーは、コペンハーゲン合意を公式の法的拘束力のある合意に至らせる議論の土台として優れた文書だと評したが、その一方で、市場メカニズムや、計測、報告、検証（MRV）などさらなる進展が必要な問題もあると指摘した。

サウジアラビアは、個別の要素の合意よりも、決定書パッケージによる包括合意を求めた。インドは、公的部門の所有する技術、および民間部門が保有する技術の扱い方を検討する必要があるとし、ユニラテラルな貿易措置およびグリーン保護主義に警告を発した。クック諸島は、国際航空輸送および海上輸送からの排出量（バンカー燃料）について検討する必要があると強調した。

ICLEI-Local Governments for Sustainability（持続可能性のための地方政府）は、6月第1週にボンで開催された都市と気候変動への適応に関する第1回世界会議に注目し、この会議では、市長による適応フォーラム宣言が採択されたと述べた。

6月2-10日、AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweが議長を務める「第3項」に関するAWG-LCAコンタクトグループでは、COP 16の成果合意文書作成が検討された。この会議では、議長作成の交渉文書草案（FCCC/AWGLCA/2010/6）に関する各締約国の意見交換に焦点が当てられた。BAPの主要要素、すなわち長期的協力行動に関する共有ビジョン、緩和、適応、技術、キャパシティビルディング、資金の主要要素に注目が集まった。

共有ビジョン：長期的協力行動に関する共有ビジョンは、6月3日のAWG-LCAコンタクトグループで、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/indicative_questions_for_cg_shared_vision.pdf)に基づき議論された。AWG-LCA副議長のReifsnnyderが共有ビジョンのレビュー／評価に関する非公式協議の進行役を務めた。

この会議で議論された主要な問題は次のとおり：序文の範囲；共有ビジョンをビルディングブロックごとに詳細に規定すべきか、規定すべきならその方法は；排出削減の長期世界目標をどのように表現すべきか；排出削減長期世界目標など、全体の実施進展状況をどのようにレビューすべきか。

序文の範囲に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、歴史的責任、正義、衡平性、負担分担の概念、そして先進国の約束の効果的な実施など、「より大きな絵図」を描くべきだと述べた。同代表は、特に母なる大地の権利、先住民および地域社会の権利、気候変動関連の貿易措置回避について、詳しく規定することを求めた。

ビルディングブロックごとの共有ビジョン規定に関し、G-77/中国、そしてAOSISの立場のアンティグア・バーブダは、全てのビルディングブロックにつき共有ビジョンが必要だと強調した。ニュージーランドは、ビルディングブロックごとの共有ビジョン規定に反対し、共有ビジョンは「何を達成したいか」を包括すべきだと指摘した。

長期的な排出削減目標に関し、AOSISは、特に次の点を強調した： 気温上昇を産業革命前のレベルより1.5℃を大きく下回るレベルで抑える；2015年までに排出量のピークを迎える；温室効果ガス（GHG）濃度を、二酸化炭素（CO₂）換算で350ppmを大きく下回る水準で安定化する；世界の長期的排出削減目標を2050年までに1990年比で85%とする。南アフリカは、長期的な世界目標は、「単なる数字以上のものだが、その一方、数字がなければ意味がない」と強調した。米国は、政治指導者が約束した2℃という目標をビジョンの指針とすべきだと述べた。パナマは中央アメリカ統合システムの立場で発言し、GHG濃度をCO₂換算350ppm以下で安定させ、世界の平均気温の上昇が1.5℃を上回らないことを求めた。オーストラリアは、コペンハーゲン合意が「優れたガイダンス」を与え、2℃目標の合意を反映させ、そのさらなる強化の可能性を探り、世界の排出量が可能な限り早期にピークを迎えるようにすることを求めた。

EUは、コペンハーゲンで合意された2℃目標を実践することが必要だと強調し、世界の排出量は2020年までにピークに達し、その後は2050年までに少なくとも50%削減されるべきだと述べた。また同代表は、先進国は2050年までに80-95%排出量を削減すべきだと述べた。ボリビアは、気温の上昇を1℃に制限するよう求め、可能な限り300ppmに近い数値での安定化を提案した。同代表は、先進国に対し、市場メカニズムを利用せず、2017年までに1990年比で50%削減するよう求めた。中国は、共有ビジョンは排出削減の世界目標に絞り込むべきと強調し、世界的な長期目標をバランスの取れた形で表現すべきであり、先進国による野心的な中期の排出削減量ならびに途上国への支援とも結び付けるべきだと説明した。パキстанは、途上国にとり排出量ピーク時期は開発の閾値に依存するとの見方を明らかにした。

レビュープロセスに関し、G-77/中国は、先進国の約束の適切性と効果をレビューする必要があると強調した。AOSISは、このレビューでは長期の世界目標および排出削減量の適切性も評価すべきだとし、第1回のレビューを2013年のCOPまでに開始し、2015年までに結論を出し、その後は5年ごとにレビューを行うべきだと指摘した。ニュージーランドは、レビューを定期的にかつ徹底的に行う必要があると指摘した。日本は、厳密な科学に基づき野心レベルをレビューする必要があると指摘し、2050年までに世界の排出量を50%削減するとの目標を支持した。中国は、レビューは条約と合致させるべきだとし、附属書I諸国の排出削減量ならびに途上国への支援額に焦点を当てるべきだと指摘した。インドネシアは、5年ごとのレビュープロセスを支持した。ノルウェーは、定期的なレビュープロセスの実施を提案した。スイスはEIGの立場で発言し、定期的なレビュープロセスにおいて、国家GHGインベントリが果たせる役割に注目した。

適応：この問題は、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/questions_for_adaptation_meeting-final.)

pdf)に基づき、6月5日のAWG-LCAコンタクトグループで検討された。注目を集めたのは次の問題であった：
範囲、制度アレンジ、損失と損害、支援と行動のマッチング。

範囲に関し、モルディブはG-77/中国の立場で発言し、適応は全途上国にとり重要だと強調した。米国は、全ての諸国が適応という課題に直面すると発言した。ガーナはアフリカン・グループの立場で発言し、スイスと共に、最も脆弱な諸国、特にアフリカ諸国、LDCs、小島嶼後発途上国(SIDS)に配慮する必要があると強調した。バングラデシュはLDCsの立場で、クック諸島はAOSISの立場で発言し、ニュージーランド、ガーナ、ノルウェーと共に、適応の章の中に対応措置の影響を入れるべきではないと強調した。サウジアラビアは、対応措置を適応の枠の中で議論すべきだと強調し、政治指導者たちはコペンハーゲンでそのような手法について合意したと強調し、アルジェリアもこれを支持した。

制度アレンジに関し、G-77/中国は、AOSIS、LDCs、アフリカン・グループ、その他と共に、条約の下での適応機関の常設を支持し、特に：途上国における適応のニーズの評価、ガイダンスの作成、技術基準の開発、実施の推進を支持した。LDCsは、適応行動の実施を推進する地域センターやネットワークの設置を強調した。カナダ、オーストラリア、日本、米国は、形式の議論の前に、機能を確定するよう提案した。オーストラリアは、機能として特に次の点を盛り込むべきと強調した：協力、情報交換と分析、キャパシティビルディング。EUは、新制度の下での適応のニーズを決定するため、現行制度アレンジの下での適応のニーズ達成度を評価するよう提案した。

損失および損害に関し、G-77/中国、AOSIS、フィジーは、極端現象に対する保険に注目し、トルコとともに、損失および損害に対応するメカニズムの創設を強調した。ニュージーランドと米国は、そのようなメカニズムの創設に反対した。オーストラリアは、予防的手法を強調した。EUは、国レベルの損失および損害への対応を強調した。サウジアラビアは、対応措置の影響による損失および損害への補償を求めた。

適応行動と支援とのマッチングに関し、G-77/中国は、アフリカン・グループおよびAOSISと共に、ODAに追加的で新規の長期的資金供与を強調した。これら各国は、ニカラグアおよびフィリピンと共に、国家主導の行動に対する資金供与を求めた。AOSISは、資金供与の原動力としてLDCsおよびSIDSの計画プロセスへの支援を強調し、資金供与の追加性に関するMRVプロセスの改善を強調した。アフリカン・グループは、支援供与の簡素化と直接アクセスを強調した。ペルーは、適応を既存の国家計画に取り入れ、気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)のツールを利用することを支持した。ニュージーランドは、適応基金(AF)を強化し、条約および議定書の両方の下での適応基金にすることを提案した。カナダは、資金、技術、キャパシティビルディングについて議論し、適応行動と支援とのマッチングを図ることを支持し

た。オーストラリアは、米国と共に、行動と支援のマッチングは資金問題の枠内で議論することが最善だと述べた。

資金：資金メカニズムと提案されている適応、技術開発と移転、キャパシティビルディング、REDD+の組織、資金供与の記録及び推進メカニズムとの結びつきを含めた、資金供与強化の問題は、6月2日のAWG-LCAコンタクトグループで最初に取り上げられ、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/questions_institutional_arrangements_01.06.10.pdf) に則った議論が行われた。

今回の会議期間中、Burhan Gafoor (シンガポール) は、一貫性を強調し、行動と支援のマッチングを議論する非公式協議を開催した。資金源、資金メカニズムと提案されているテーマ別組織、さらにはマッチングと推進手法などが主な議題となった。

資金源に関し、米国、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、その他の先進国は、この秋の発表が予想される国連事務総長の気候変動資金に関するハイレベル諮問グループ (AGF) 報告書を検討する必要があると強調した。パキスタンはG-77/中国の立場で発言し、AGFの役割に疑問を呈し、多数の途上国とともに、先進国の公的資金を資金源とする新しくかつ適切で予測可能な資金供与の必要性を強調した。また多数の途上国は、国内総生産と結び付けた資金供与および寄付の評価を求めた。

資金メカニズムとテーマ別組織間の関係について、G-77/中国は、適応、技術、REDD+などの問題に関し提案されているテーマ別組織と資金理事会との強力かつ直接的な関係を求めた。ザンビアはLDCsの立場で発言し、資金供与はそれぞれのテーマ別理事会が行い、資金理事会はその全体を監督すべきと述べた。エジプトはアフリカン・グループの立場で発言し、提案されている新しい資金理事会は、テーマ分野ごとに設置される技術委員会の提言に基づき、資金を割り当てるべきと説明した。米国は、コペンハーゲン・グリーン気候基金および地球環境ファシリティー (GEF) がそれぞれ重要かつ補足しあう役割を果たすとし、グリーン基金は大規模投資に焦点を当てるべきと述べた。同代表は、新しい委員会や理事会は必要ないと述べた。日本は、努力の重複の可能性を指摘し、「過大」で「重複」した組織の創設に慎重さを求めた。同代表は、コペンハーゲン・グリーン気候基金の運用開始、さらに既存の組織の活用を求めた。また同代表は、コペンハーゲンでは資金理事会創設の合意はなかったと指摘した。

EUは、コペンハーゲン・グリーン気候基金の創設を、今は強力に支持していると表明した。同代表は、他の組織は助言を与える役割を持つので、資金を配分することはしないと述べた。EUは、資金理事会という提案は「極めて問題だ」とし、まずその機能について議論し、その後、どの制度を実施するか決定する必要がある

あると指摘した。シンガポールは、金融機関は資金をいかに提供するかに焦点を当てるべきであり、技術組織はどれに資金を供与すべきかを決定すべきだと強調した。同代表は、コペンハーゲン・グリーン気候基金を補うものとして、資金面を監視する新しい組織が必要だと指摘した。ツバルは、資金理事会設立の「明確な必要性」を指摘し、この理事会の主要な役割は、資金面のMRV監視であると述べた。同代表は、グリーン基金を「われわれの議論にはなかった政治的な約束」であると指摘し、これが「各国に対しコペンハーゲン合意への署名を強制する」のに使われたと嘆いた。中国は、資金メカニズムとテーマ別組織とを強力に結びつけるマルチウィンドーシステムの開発を支持した。また同代表は、ガバナンスはCOPの権限とガイダンスの下にすべきと述べた。アルゼンチンは、理事会が支配し、テーマ別組織が補佐する、新しい基金およびファシリティーの創設を支持した。同代表は、テーマ別組織が資金供与提案を分析し、資金理事会に対して資金配分のガイダンスを提供すると述べた。カナダは、専門家レベルの意思決定に情報を得て資金配分を決定する信頼性の高い組織を併設する、新しい資金ファシリティーの創設が主要な目的だと指摘した。

マッチングと推進方法に関し、G-77/中国は、資金理事会にマッチングと推進機能を持たせることを提案し、提案されている基金は、資金源を特定し、それを配分する能力を持つものでなければならないと強調した。EUは、途上国のニーズをリストアップし、それと支援とを結び付けるマッチングプラットフォームを提案した。

提案されている登録メカニズムを資金メカニズムの下に置くかどうかについて、バルバドスはAOSISの立場で発言し、資金メカニズムと明確かつ直接にリンクしつつ独立した構造を持つべきと述べた。南アフリカは、資金メカニズムと密接な関係を持つ緩和登録簿を検討し、この登録簿は特に行動および支援を記録し、マッチングし、技術分析を提供できると述べた。

理事会とテーマ別組織との密接なつながりの確保に関し、途上国は、気候変動資金供与における一般的な一貫性と調和を確保するため、COPの権限の下、COPに対し責任を負う多国間気候変動基金の創設を希望した。一部の先進国は、既存組織の活用を希望し、この問題に対処する方法としてCOP組織を経由した調整は正しい方法とはいえないとの見解を表明し、新しい基金を既存の基金と重複せず補いあうものにすべきと強調し、一貫性はSBIを通してCOPでも通常の機能が提供できると述べた。AOSISは、資金メカニズムとテーマ別組織との調和を確保する重要性を強調し、各組織は独自のガバナンス構造を持つべきと述べた。各基金の長と理事会メンバーを集めたフォーラムを設置し、運用問題について議論することも、先進国グループから提案された。

技術：この問題は6月7日、AWG-LCAコンタクトグループで初めて検討され、AWG-LCA議長の質問書 (http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/questions_for_technology.pdf) に記載する質問リストを議論の土台とした。Herman Sips (オランダ) は、提案されている技術メカニズムに関する非公式協議の進行役を務めた。

議論の焦点は：提案されている技術執行委員会(TEC)および気候技術センター・ネットワーク(TCN)との相互関係をどうするか；SBI、SBSTA、TECのそれぞれの役割；TECとTCNで構成される技術メカニズムの相互連携：適応と緩和に関する既存の制度と提案されている制度構築の資金以外の側面であった。

TECとTCNの相互作用に関し、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、TCNに対する権限を有するべきであり、優先度や技術基準を設定すべきだと述べた。日本は、TECがハイレベルな諮問機関としての役割を果たし、TCNはNAMAsの開発を支援することを提案した。EUは、途上国が国家主導で緩和および適応の計画ならびに行動を作成する場合、センターのネットワークがこれを支援する上で重要な役割を果たすと強調した。同代表は、緩和と適応の両方のギャップおよびニーズに関して提案を行う、TECの諮問組織としての役割を強調した。南アフリカはアフリカン・グループの立場で発言し、TECは技術移転の実施を指導し、TCNに対し助言を与える役割を負うと説明した。同代表は、TCNはプロジェクトの設計と国家主導の行動の実施に対し支援を行うと指摘した。インドは、財政支援を監督し、その提案をレビューすべきだと述べた。ボリビアは、TECは主要機関であるべきで、資金メカニズムの窓口と連携して技術移転に伴う増分コスト全額を網羅すべきと強調し、先進国による技術移転のMRVに焦点を当てた。カナダは、TECとTCNは技術メカニズムとして二つの別個であるが同等の部門であるべきで、重複作業を回避するとともに、効果性とシナジーを追及し、相互に支えあうべきだと述べた。

SBI、SBSTA、TECのそれぞれの役割に関し、G-77/中国は、TECは独立組織とし、COPに報告すべきだと述べた。中国は、TECは強力かつ独立した組織として、ガイダンスを提供し、プログラムを設定し、財政支援の増額を図るべきだと強調し、南アフリカはこれを支持した。先進国は、一般に、TECをSBSTAの下部組織とし、SBSTAを通してCOPに報告することを希望した。オーストラリアは、TCNとTECは運用上の独立性を持つべきであり、資金、レビュー、ガイダンスのため、SBSTAに定期的に報告すべきだと述べた。カナダは、TECおよびTCNは既存の組織の効果を最大限引き出し、SBSTAに報告すべきだと提案した。

キャパシティビルディング：この問題は、6月8日のAWG-LCA コンタクトグループ会合で最初に議論され、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/redd_and_cb.pdf) に基づき、議論が進

行した。途上国の能力向上のニーズに対する支援方法、既存のアレンジ／制度／組織の適切性などが話し合われた。

米国は、EUおよびオーストラリアとともに、キャパシティビルディングを交渉文書草案の関連する章全体に組み入れるべきだと述べた。米国は、新しいキャパシティビルディングメカニズムは不要だと指摘した。EUは、キャパシティビルディングでは各途上国のニーズの違いを考慮すべきだとし、南—南および三者手法を推奨した。

セントビンセント・グレナディーン諸島はAOSISの立場で発言し、制度の重複に警告し、技術メカニズムおよび適応メカニズムにはキャパシティビルディングを取り入れるべきだが、キャパシティビルディングメカニズムのオプションの議論は結論を出すべきでないと述べた。日本は、条約の下での組織増加に警告を發した。トルコは、国際機関、地域組織、さらにはNGOsも支援を提供できると強調した。

タンザニアはG-77/中国の立場で発言し、NAMAs、MRV、REDD+など、広範な問題でキャパシティビルディングが必要だと強調した。同代表は、既存組織は適切ではないと強調し、技術パネルまたは専門家グループが必要だと指摘し、モニタリングの進展と実績指標の利用を求めた。ブルキナファソはアフリカン・グループの立場で発言し、地域レベル、国家レベルでのキャパシティビルディングの必要性を指摘した。同代表は、現在の制度構成は適切でないと強調し、キャパシティビルディングのニーズ特定に対する技術支援を求め、テーマ別制度は提案されているキャパシティビルディンググループからの支援を推進すると説明した。

緩和：緩和に関し、BAPでは次のサブパラグラフが盛り込まれた：

- 1(b)(i)は先進国による緩和
- 1(b)(ii)は途上国による緩和
- 1(b)(iii)はREDD+
- 1(b)(iv)は協力的セクトラルアプローチおよびセクター別行動
- 1(b)(v)は市場を含む緩和行動の費用効果性を高める多様な手法
- 1(b)(vi)は対応措置の影響結果

BAPサブパラグラフ1(b)(i)項：この問題は6月3日および7日のAWG-LCAコンタクトグループで取り上げられ、AWG-LCA議長の質問書

([http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b\(i\)_questions_for_web_final.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b(i)_questions_for_web_final.pdf)) ならびに ([http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b\(i\)_mrv_questions.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b(i)_mrv_questions.pdf)) に基づき議論された。

多数の途上国が、先進国による大幅な排出量削減が必要であると強調し、LULUCFおよび市場メカニズムの利用は国内行動を補足するものであるべきだと強調した。また多数の締約国は、京都議定書の締約国であるかどうかに関わらず、全ての附属書I諸国が比較可能な努力を行うことの重要性を強調した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、先進国の緩和努力の相対評価に関する技術パネル設置というG-77/中国の提案を想起し、約束はトップダウンで規定され、科学を反映し、交渉の正式な成果の一端を担うものでなければならぬと強調した。

バルバドスはAOSISの立場で発言し、2020年までに1990年比で少なくとも45%削減という附属書I国全体の排出削減量での合意を求めた。フィリピンは、気温上昇を1.5°Cで限定することを支持した。米国は、2°Cの気温上昇を抑えることに焦点を当て、2015年までにさらに強化する可能性を示唆した。同代表は、LULUCFなど信頼性のある緩和行動は全て約束に算入されるべきだと述べた。南アフリカはアフリカン・グループの立場で発言し、全体での中期目標を取入れ、その上で、2020年までに少なくとも40%排出量を削減するとの約束について交渉するというプロセスで合意することを提案した。

スペインはEUの立場で、スイスはEIGの立場で発言し、AOSISと共に、先進国の約束に関する情報収集を事務局に要請した。またEUは、BAPサブパラグラフ1(b)(ii)の下での途上国の約束も取りまとめるよう要請した。

多数の先進国は、両AWGsの作業を調整する必要があると強調した。AOSISは、附属書Iグループ全体の排出削減量の野心規模を議論する「共通の場(common space)」を設ける可能性を探る意思があると表明した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、パナマ、ペルー、ウルグアイの立場も代表して発言し、AOSISの提案には「大いに関心」があると表明した。ロシア連邦は、全体の排出削減目標は、各国の熱意を示す有用なツールとなる可能性があるが、個別の目標決定のために使われるべきでないと述べた。この提案は、附属書I国排出削減量に関するAWG-KPコンタクトグループの会合でも議論され、一部の途上国が附属書I国排出削減量に限定した合同の議論を支持し、一部の先進国は途上国による緩和を含めた広範な議論を求めた。AWG-LCA議長は、6月4日に開催された「common space」という提案に関するAWG-KP議長との非公式協議について報告し、締約国との協議で、「間もなく」合同の議論を計画することで合意ができたと指摘し、締約国がこの問題について協議するよう提案した。米国は、自国が京都議定書の締約国ではなく、締約国になる意図もないことから、そのような合同の議論は適切でないと強調した。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、これは2つのAWGsの下で行われている議論を統合するのではなく、議論を進め

る機会を探ることを目的としている説明した。Mukahanana-Sangarwe議長は、6月11日のAWG-LCA閉会プレナリーで、この提案に関する協議は今後も続けられると報告した。

先進国の緩和約束または行動のMRVに関し、多数の締約国が、特に国別報告書および国家GHGインベントリに関し、現在の議定書の報告ガイドラインを適用し強化することを支持した。米国は、MRVに関する条項および国際協議と分析（ICA）に関する条項を盛り込む必要性を強調し、今年中に完全に運用可能なシステムで合意に達することが不可欠だと指摘した。同代表は、附属書I諸国に関するMRVは、非附属書I諸国に対するICAと並列して検討されるべきだと強調した。オーストラリアは、先進国が毎年GHGインベントリを作成し、全ての諸国が2年ごとに国別報告書を作成することを提案した。日本、米国、その他は、2006年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が作成した国内温室効果ガスインベントリプログラムのガイドラインの利用を支持した。ノルウェー、米国、日本、ニュージーランドは、途上国との違いに配慮した上で、途上国にもMRVを適用すべきだと提案した。

EIGとトルコは、既存のガイドラインの使用を支持し、EIGは、追加のガイドラインや、新しいテーマ、あるいは報告頻度の調整が必要となる可能性があるとは指摘した。中国は、京都議定書の下でのMRV規則を、議定書の締約国でない附属書I諸国にも適用すべきだと述べた。同代表は、附属書I諸国の目標に対するMRVがMRVの焦点であると強調し、MRVの全体枠組みとか、新しいMRV制度は必要ないと強調した。

AOSISは、国際レビュープロセス、排出量およびLULUCFの算定と報告、オフセットの取引可能単位を支持した。シンガポールは、MRVは附属書I諸国の遵守確保に貢献すべきだと指摘し、排出削減の明確な全体像を把握するため、全ての附属書I諸国の測定ルールは、比較可能で、一貫性のあるものにすべきだと提案した。

報告すべき問題に関し、締約国は、特に次の点を提案した：オフセットとトレーディング；排出削減絶対量；経済全体の排出削減目標；政策措置とそれが途上国に与える影響；途上国における緩和、適応、キャパシティビルディングへの支援；行動のマッチングとそれに合わせた支援；地理的な対象範囲；削減目標達成における国内努力と市場メカニズムの相対的貢献度。

BAPサブパラグラフ 1(b)(ii)：この問題は、6月4日と8日のAWG-LCAコンタクトグループで議論され、AWG-LCA議長の質問書のうち特に次の3つの疑問点に焦点を当てた：

- 途上国による緩和行動とこれに関係するMRV
(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/mitigation_actions_by_developing_countries_and_associated_mrv_3_june.pdf);
- 支援のMRV

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/finalquestionsmrvsupportweb_version_21.35.pdf);

- 途上国による緩和行動および関係するMRVに関する追加質問

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/mitigation_actions_by_developing_countries_and_associated_mrv.pdf)

途上国の緩和行動のMRVに関し、オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、附属書I国は毎年、非附属書I国は2年おきに、2006年IPCCガイドラインを用いてインベントリを提出するよう求めた。また同代表は、2年おきにスリム化した国別報告書を作成し、完全版は一定期間ごとに提出することを提案した。非附属書I国のMRVに関し、同代表は、次の項目を提案した： 行動に関する国内のMRV；専門家の分析も含めた国別報告書のICA、SBIにおける締約国の協議；サマリー報告書。米国は、今年、MRVに関する運用可能な文書を採択する必要があると強調した。EUは、ドイツと南アフリカによるMRVの作業に焦点を当てた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、先進国と途上国の報告要件の違いを強調し、行動のMRVと支援のMRVの密接なつながりに焦点を当てた。同代表は、各国の報告書に対する検閲を意味するようなレビュープロセスや他のプロセスは、非附属書I国を「適切に表す」ものではないと強調した。バルバドスはAOSISの立場で発言し、GHGインベントリなどの問題について、より頻繁な報告を検討する意思があると表明する一方、支援強化の条項確保を求めた。チリは、コロンビアとコスタリカの立場も代表して発言し、GHGインベントリに焦点を当てた上での国別報告書の技術的レビューを支持した。

ツバルは、フルの国別報告書には脆弱性や適応のニーズを伝える役割があることを強調した。シエラレオネは、LDCsにはさほど厳格でない基準を適用すべきだと強調した。エジプトは、報告ガイドラインの改定が、附属書I国と非附属書I国の両方に対するガイドラインの統合を呼ぶことになってはならないと強調した。サウジアラビアは、報告頻度の変更および報告ガイドラインの改定に反対し、レビューは国家レベルで行われるべきだと強調した。

米国は、AWG-LCAの下での報告ガイドラインに関する交渉を支持し、オーストラリアと共に、カンクンでは、運用可能なMRVシステムで合意する必要があると繰り返した。中国、タイ、その他は、報告ガイドラインを検討する組織としてはAWG-LCAではなくSBIが適切であると指摘した。マーシャル諸島は、AWG-LCAにおいて、報告の頻度およびガイドラインに関係した全体的な政策問題を検討することを支持した。トルコ

は、AWG-LCAは報告ガイドラインの改定に関して政策的な指針を提供すべきであり、これには、低排出開発計画および国家インベントリに関する情報も含まれると述べた。

ICAに関し、韓国はEIGの立場で発言し、ICAは途上国による緩和行動推進、能力構築、透明性向上を目指すべきだと述べた。南アフリカは、報告された行動が行われたかどうか、支援が受け取られたかどうかの検討も、分析の構成要素に盛り込むべきだと述べた。同代表は、途上国がそれぞれの国別報告書およびGHGインベントリの中に記載している情報および分析に基づき協議すべきだと述べた。南アフリカは、ICAガイドラインは各国の主権を尊重しなければならないと強調し、協議は多国間の場で行われるべきだと強調した。ノルウェーは、外部専門家の分析を優れた学習機会とし強調した。シンガポールは、ICAシステムは次のとおりであるべきだと述べた： 政治的あるいは政治化されたものではなく技術的なもの；締約国主導；関連する締約国の技術的な専門性を含め、技術的専門性に基づくもので、関連する途上国が確立した目的に基づくもの、そして相互尊重の精神で行われるもの。

提案されているNAMAレジストリに関し、インドは、レジストリにおいて国際支援を求めるNAMAsについて記録することを支持した。オーストラリアは、コペンハーゲン合意に規定するとおり、支援を求める行動の登録を運用可能にすべきだと述べた。EUは、NAMAレジストリは、行動と支援との協調を推進するほか、計画策定や開発も対象にすると述べた。

支援のMRVに関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、国別報告書などでは、既存のガイドラインおよびメカニズムに基づき作成し、新たなものは構築しないことを提案した。米国は、国別報告書および専門家審査チームなど既存のメカニズムの利用を提案した。オーストラリアは、国別報告書は報告の頻度を上げ、統一された指標を確立するなど、改善が可能だと述べた。チリは、既存の制度に則り構築するのではなく、標準化された報告枠組みの開発を支持した。

スペインはEUの立場で発言し、次の項目に関するMRVを提案した： どれだけの支援がなされたか；支援の目的；支援が提供されたチャンネル；無償供与かそれとも融資かなど、支援のタイプ。日本は、透明性を確保するために制度アレンジを追加する必要はないと指摘した。

中国は、資金、キャパシティビルディング、技術移転などでの特定の支援目標を求め、新しい追加的な資金供与に関するガイドラインの必要性を指摘した。インドは、第三者による支援の検証が必要だと強調した。南アフリカはアフリカン・グループの立場で発言し、一部の緩和行動は、財政支援よりも技術支援またはキャパシティビルディングへの支援が必要であると指摘し、途上国に提供される支援の「全体像」を明らかにするには、この3つの側面全てをMRVの対象とすべきだと発言した。

BAPサブパラグラフI(b)(iii) : この問題(REDD+)は、6月8日、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/redd_and_cb.pdf)に基づき、AWG-LCAコンタクトグループで議論された。

EUは、カンクンにおいて、2020年までに森林減少を50%削減し、世界の森林の喪失を2030年までにくいとめることで合意するよう求めた。エクアドルは、各国での行動を引き起こすにはREDD+に関する合意が必要だと指摘した。ノルウェーはフィリピンおよびアフリカン・グループとしてのガーナと共に、UNFCCCの下でのREDD+イニシアティブ構築に向け努力する必要があると指摘した。ボリビアは、REDD+問題はUNFCCCの枠組みの外で解決されるべき問題ではないと指摘した。

資金問題に関し、パプアニューギニアは、全面的な実施に向けコンプライアンス市場からの資金調達が必要だと強調した。また同代表は、全ての新しい気候基金にREDD+資金供与窓口を設置するよう求めた。ガイアナおよびその他は、準備活動にファーストスタート公的資金供与を、コンプライアンスグレードの排出削減に市場タイプの資金供与を求めた。スイスはEIGの立場で発言し、REDD+暫定パートナーシップによるファーストトラック資金支援を強調し、AOSISの立場で発言したセントビンセント・グレナディーン諸島、オーストラリア、エクアドル、その他と共に、官民の資金供与が必要だと指摘した。

EUは、検証済み排出削減量を利用することは可能だが、厳しい制約がつくと述べた。米国は、持続可能な土地管理に対する民間投資奨励策の策定を求めた。日本は、公的資金で、各国の戦略および行動計画の策定、ならびに実証プロジェクトの開発を支援すべきだと述べた。ボリビアは、公的資金の必要性を強調する一方、市場ベースまたはプロジェクトベースの資金供与には反対した。サウジアラビアは、市場メカニズムの利用、税金および料金の徴収、BAPの特定の問題に関するファーストトラッキングに慎重さを求めた。ブラジルは、予測可能性を確保するため資金は基本的に公的資金ベースとすべきであり、これと割当量単位(AAUs)のオークションを組み合わせ、必要な資金規模を確保すべきだと述べた。また同代表は、実証と実施に向けた資金として条約の下での基金を提案した。

ガバナンスに関し、多数の締約国が、特にUNFCCCからのガイダンスの必要性、途上国と先進国の協力の努力、社会的なセーフガードと環境面でのセーフガード、実証活動、背景にある駆動力に対処する政策、MRVのさらなる進展、準備段階に向けたステップ、方法論ガイダンス、信頼できる比較対象レベル、制度間の調整、森林ガバナンスの改善、諮問および利益共有のためのプログラムの必要性を強調した。ツバルは、REDD+は全ての途上国による森林減少への対応を支援すべきだと指摘した。

参加に関し、アフガニスタンは、ボリビアと共に、先住民の参加を強調した。タンザニアは、REDD+における地域社会の参加に焦点を当てた。アフリカン・グループは、中国と共に、REDD+イニシアティブは自主参加でインセンティブ中心の行動であると強調した。

BAPサブパラグラフI(b)(iv)：この問題は6月7日のAWG-LCAコンタクトグループ会合で検討された。締約国は、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/question_agriculture.pdf)に基づき、農業部門での協力的セクトラルアプローチおよびセクター別の行動について検討した。農業部門とバンカー燃料が議論の中心となった。

一部の締約国は、農業に関する作業計画の設置を支持し、特に食料の安全保障、貧困削減、持続可能な開発に関する、農業部門への影響に注目した。中国と南アフリカは、この部門では緩和よりも適応が重要だと強調した。ボリビアは、農業部門の政策枠組みでは、地域社会および先住民社会の利益に合わせることに焦点を当てるべきだと述べた。サウジアラビアは、その他の問題が解決されない中での農業部門などでの「ファーストトラッキング」の問題に懸念を表明した。米国は、貿易関連問題に直接言及する文章の削除を要請した。

バンカー燃料に関し、EUの立場で発言したスペインや、オーストラリア、スイス、ガンビア、ノルウェーその他は、この問題を検討するよう求め、ノルウェーは、クック諸島が新しく提出した文書

(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.2/Add.1)はバンカー燃料問題でのギャップを埋めるのに役立つと付け加えた。サウジアラビアは、この問題は国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)を通して扱われるべきだと述べた。

BAPサブパラグラフ I(b)(v)：この問題は、6月5日のAWG-LCAコンタクトグループ会合およびTosi Mpanu Mpanu (コンゴ民主共和国)が進行役を務める非公式協議で議論され、AWG-LCA議長の質問書

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/opportunities_for_using_markets.pdf)が議論の土台として使われた。

カンクンでの合意に関し、新しい市場メカニズム創設を支持する締約国のうち数カ国は、カンクンではそれらに関する決定書を採択すべきであり、その後、詳しい内容をつめるべきだと述べた。

南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、非市場手法を検討する必要性を強調し、資金面の議論の重要性を説いた。マーシャル諸島はAOSISの立場で発言し、新しいメカニズムは全て規則中心の枠組みでMRVが確立されたものにすべきだとし、排出削減目標は主に国内手段で達成されるべきだと強調した。スペインはEUの

立場で発言し、米国と共に、コペンハーゲンで合意された1千億ドルの年間資金を集める上での市場メカニズムの役割に焦点を当てた。ボリビアは、既存メカニズムの評価など、市場メカニズムの慎重な分析を求めた。またコロンビアは、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、パナマ、ウルグアイも代表して発言し、市場ベースの手法には特に次の利点があることが明らかになったと述べた：民間部門の投資推進、地域の環境への利益、雇用創出への貢献。

ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、トルコ、パプアニューギニア、EIGの立場でメキシコは、新しい市場メカニズムの創設を支持した。その大半の国は、この新しいメカニズムをプロジェクトベースレベルからセクター別レベル、政策レベル、NAMAクレジットレベルまで拡大させる必要があると強調した。サウジアラビア、中国、ブラジルは、新しい市場メカニズムの創設に反対し、既存の議定書のメカニズムで十分であると強調した。

新しい市場メカニズムの指針となる原則の可能性に関し、締約国は特に次の点を提案した：先進国の資金約束と緩和約束の二重計算の回避；補足性と環境十全性の確保；持続可能な開発と民間投資の推進；単なるオフセットを超え、正味の緩和利益を確保する。

BAPサブパラグラフ 1(b)(vi)：6月9日、AWG-LCAコンタクトグループは、対応措置の経済的、社会的影響結果について検討し、AWG-LCA議長の質問書

(http://maindb.unfccc.int/library/view_pdf.pl?url=http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/awg-lca_response_measures.pdf) に焦点を当てた。

範囲に関し、シエラレオネはアフリカン・グループの立場で発言し、AOSISの立場で発言したセントビンセント・グレナディーン諸島、その他と共に、アフリカ諸国、LDCs、SIDSなど最も脆弱な諸国に焦点を当てる必要があると指摘した。サウジアラビアとアルジェリアは、全ての途上国がスピルオーバー効果を採用すべきだと強調し、適応の下に対応措置を含めることを支持したが、アフリカン・グループ、AOSIS、米国、EUはこれに反対した。

COPの下でのフォーラム設置に関し、多数の途上国が対応措置の影響に対処するフォーラムの常設を支持した。トルコは、新しいフォーラムの設置を支持したが、国別報告書など既存のチャンネルの強化も求めた。多数の先進国が新しい制度の発足に反対し、メキシコと共に、理解を深めるための国別報告書および補足情報の活用を支持した。

気候関連の貿易上の差別に関し、多数の途上国が、国境での関税関連の財政措置または非関税財政措置など、ユニラテラルな気候関連貿易措置の禁止を求めた。米国、シンガポール、日本は、貿易面での懸念については条約3.5条（開放的な国際経済体制）で適切に対処されていると指摘した。

議長作成交渉文書改訂版の先行草案：6月11日のAWG-LCA閉会プレナリーで、AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは、資金、市場、共有ビジョン、適応、技術に関する非公式協議について報告した。同議長は、COP 16の議長国であるメキシコが成果文書の法的様式について相談したと説明し、さらなる明確さが必要であるとし、メキシコは今後の会議でも協議を続けると述べた。Mukahanana-Sangarwe議長は、AWG-KPとAWG-LCAの「common space」を見出す提案についても協議が続けられると指摘した。同議長は、排出量の数量目標およびNAMAsに関する提出文書のとりまとめを事務局に要請する提案についても協議すると指摘した。

その後、Mukahanana-Sangarwe議長は、議長文書改訂版の先行草案

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/awg-lca_advance_draft_of_a_revised_text.pdf)を提出し、今回の会合でこの文書に関し議論することは望んでおらず、AWG-LCA 11までにさらなる改定が行われる予定だと指摘した。

多数の締約国が、閉会ステートメントの中で、この改定案交渉文書の先行草案に関しコメントした。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、この文書には落胆したと表明し、G-77/中国の提案が削除されており、「バランスがとれていない」と述べた。レソトはLDCsの立場で発言し、新しい文書には資金問題に関する各締約国の見解が適切に反映されていないとして懸念を表明した。グレナダはAOSISの立場で発言し、LDCs、SIDS、アフリカへの言及削除に不満を述べた。同代表は、議定書の将来についても偏見があり、全体の排出削減範囲の設定においても、科学に基づく手法ではなく、「プレッジアンドレビュー（約束と検証）」方式をより濃く反映するなど、「決断を早まったように思える」と述べた。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、中米統合システムの立場で発言したパナマと共に、新しい議長文書には締約国の見解が反映されていないと嘆いた。アフリカン・グループは、特に途上国の緩和行動ならびに公平性と比較可能性の問題に関してこれが見られると強調した。

コロンビアは、資金に関するセクションは「受け入れられない」とし、脆弱性基準がLDCsとSIDSのみに適用されていると述べた。イランは、2トラック交渉プロセスを尊重し、BAPのビルディングブロックを衡平な形で扱う必要があると強調した。インドネシアは、BAPサブパラグラフの1(b)(i)と(b)(ii)を明確に区別するよう求めた。中国は、この改定文書が「BAPから50%乖離している」とし、京都議定書継続の問題を提起し、

先進国による緩和努力の比較の問題に対応していないと述べた。ベネズエラは、今後の文書改定では全ての締約国、特にG-77/中国からのオプションに明確な限度を設けるべきだと強調した。エジプトは、改定文書は、ノンペーパーと捉えるべきだとし、「京都議定書の緩やかな死に向けて道をつけ」、先進国に新しい追加的な資金供与義務を負わせるのではなく、途上国に新たな追加的な義務を課すものだと強調した。パキスタンは、途上国の行動のMRVは「負担増」になり、途上国に排出削減義務を負わせる結果になると嘆いた。マレーシアは、排出量ピーク年度に注目し、これは途上国にも通じるとし、ICA条項は途上国にとり「負担増」だと説明した。インドは、文書に括弧書きを抜かしたパラグラフがあること、公平性や負担分担プログラムへの言及がないとして、懸念を表明した。タイとカタールは、この文書はバランスが取れていないと指摘した。カタールは、新しい文書案を求めた。サウジアラビアは、「8月にさらに大きな議論になるのを避けるため」の主要なノンペーパーとして新しく再編するよう求め、選択的な括弧外しに反対して、懸念を表明した。ボリビアは、文書に自国の提案が入っていないと指摘し、この文書は「コペンハーゲン+」だと称した。ガンビアは、LDCsおよびSIDSへの言及や長期的な資金供与が文書に反映されていないとして懸念を表明した。ニカラグアは、改定文書でも2トラックプロセスを継続するよう求めた。

ロシア連邦は、構成が明確になったとして歓迎する一方、この文書はバランスがとれていないとし、「資金源に関し深刻な問題」があり、市場経済移行国への配慮が欠けていると強調した。シンガポールは、この文書は「完全なものからはほど遠い」とし、法的形式に関し、明確さが欠けていると指摘した。同代表は、文書上の提案により2トラックプロセスが損なわれたり、議定書の継続が損なわれたりすることがあってはならないと強調した。

米国は、この文書草案には京都議定書の要素などの「受け入れられない」要素や重要な省略があると指摘し、コペンハーゲンでの合意からは離れるものだと述べた。同代表は、MRVおよびICAに関する強力な表現を求め、この文書を今後の交渉を進める土台として使用することには根拠がないと指摘した。

フィリピンは、新しい文書では議定書継続が強調されておらず、先進国と途上国のMRVの違いも強調されていないことを嘆いた。マラウイは、LDCs、SIDS、アフリカ諸国をBAPに基づき特別待遇とするよう求めた。アフガニスタンは、内陸山岳地帯にある諸国の脆弱性を盛り込むことを支持した。イラクは、新しい文書が条約やBAPから逸脱していることを嘆いた。この文書を批判はしたが、その一方で多数の途上国がAWG-LCA議長への支持を強調し、同議長が交渉文書改訂版の先行草案を、誠意を持って作成したことを感謝した。

閉会プレナリー：AWG-LCA閉会プレナリーは、当初、2010年6月11日午前中に開会した。メキシコはCOP議長団の立場で発言し、国旗の誤用など、木曜日に会議場でおきた事件に対し遺憾の意を表し、そのような

行動は強く非難されるべきだとし、捜査を開始した事務局に感謝した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、オーストラリアはアンブレラグループの立場で、スペインはEUの立場で、グレナダはAOSISの立場で、コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で、その他多数の諸国と共に、深刻な事件への深い遺憾の意を表した。レバノン、クウェート、オマーン、ヨルダン、その他は、サウジアラビアの国旗には宗教的なシンボルが含まれていることから、この事件は特に侮辱的であると強調した。多数の締約国が、事務局に対しこの事件を捜査して、次回会合でその結果を報告するよう求めた。中国は、非公開の非公式会議の情報がコペンハーゲン後に新聞に報道された事件にも注目した。同代表は、そのような会議への参加では国連の厳しい規則があると強調し、事務局に対しこの事件を捜査するよう求めた。

サウジアラビアは、木曜日に自国の国旗に対する事件の後、全ての締約国が同国への支持と連帯を示したことに深い感謝の念を表明した。同代表は、そのような事件を回避する必要があると強調し、そのような行為がなされてもどの国も本来の立場を変更することはないと強調した。サウジアラビアは、捜査結果を待望していると述べた。

気候行動ネットワークは市民社会を代表して発言し、相互尊重の精神の重要性を強調し、市民社会はUNFCCCプロセスを尊重していると強調した。同代表は、生存に関する議論のあと、感情の高まりがみられたようだとし、この事件によって締約国が主要課題から関心を移すことはない確信していると述べた。同代表は、市民社会はこのプロセスにおける全面的かつ積極的な参加を続けると強調した。

その後プレナリーは、閉会ステートメント発表の前に、G-77/中国からの要請を受け中断した。プレナリーが再開されたのは午後3時30分、そこで閉会ステートメントが再開された。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、将来の会合では適切な調整時間をとる必要があると強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、「カンクンでの効果のあるパッケージを求め、全ての主要経済国が緩和行動をとり、確固とした透明性のある体制をとり環境に効果があり、法的に拘束力のある2013年以降の体制に支持を表明した。またアンブレラグループは、ファーストラッキング資金供与の特性と規模に関する同グループの合同ステートメントに焦点をあて、これは「何十億ドル」もの価値があると強調した。スペインはEUの立場で発言し、今回の会合での進展を指摘したが、特に緩和に関する議論が遅々として進まないことに懸念を表明した。同代表は、ファーストスタート資金供与の約束に焦点を当て、AWG-LCAとAWG-KPとでバランスのとれた議論をするよう求めた。レソトはLDCsの立場で発言し、適応を優先すべきだと強調した。グレナダはAOSISの立場で発言し、8月にはさらに的を絞って突っ込んだ交渉をするよう求め、資金面での進展に満足の意を表した。

スイスはEIGの立場で発言し、参加者間の前向きな交渉を認め、協力の精神が続いてほしいとの希望を表明した。キルギスタンは、アルメニア、キルギスタン、タジキスタンなど、内陸山岳諸国グループの立場で発言し、内陸山岳諸国が直面する課題について、UNFCCCの認識を促すため、この新しいグループを設立したと発表し、同様な課題を抱える諸国にこのグループへの参加を呼びかけた。

ペルーは、中南米カリブ海諸国グループ（GRULAC）の立場で発言し、気候変動への適応に関する技術移転およびキャパシティビルディングに資金を回すことを優先するよう求め、次期UNFCCC事務局長に Christiana Figueresが指名されたことへの感謝の意を表した。ベネズエラは、カンクンでは法的拘束力のある合意が採択されてほしいとの願望を強調した。バングラデシュは、適応行動と緩和行動を衡平に扱うよう求め、キャパシティビルディングおよびREDD+の準備態勢に対するファーストスタート資金供与の緊急性を強調した。グアテマラは、適応や資金、技術移転、キャパシティビルディングの面で気候変動に対する脆弱性が最も際立つ諸国に配慮するよう求めた。

トルコは、この会議により締約国間の信頼が回復したとし、資金源と持続可能な開発への配慮が必要だと強調した。マーシャル諸島は、最終的なアーキテクチャーには政治の参加が必要だと指摘した。日本は、衡平で、包括的、法的拘束力のある枠組みを求め、ファーストスタート資金供与は順調に進んでいると強調した。

締約国は、会議報告書（FCCC/AWGLCA/2010/L.3）を採択した。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、締約国の支持に感謝し、午後5時45分、閉会を宣言した。

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ（AWG-KP）第12回会合は6月1日に開会し、John Ashe（アンティグア・バーブーダ）が議長を、Harald Dovland（ノルウェー）が副議長を、Miroslav Spasojevic（セルビア）が報告官を務めた。

AWG-KP議長のAsheは、「新たな活力と善意」をもって交渉に当たるよう締約国に求めた。同議長は、本会合での焦点は附属書I締約国全体のそして各国の排出削減量の規模をどうするかであり、その他の問題、特にLULUCFや柔軟性メカニズムに関する議論も続けられると説明した。締約国は議題書および作業構成書（FCCC/KP/AWG/2010/4-5）を採択した。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、進展が遅いことへの懸念を表明し、附属書I国に対し、現在の緩和約束における野心レベルを引き上げるよう求めた。スペインはEUの立場で発言し、カンクンでの成果におい

て環境上の十全性を確保するには、技術的な問題で進展を見る必要があると強調した。同代表は、両AWGsのシナジーを強調し、共通の懸念を探るよう求めた。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、京都議定書の将来に関し、一部の締約国が約束していないことを嘆いた。レソトはLDCsの立場で発言し、議定書は制度構造および統治構造として「気候体制の根幹をなし、かつ残すべき」ものを確立したと強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ベラルーシと共に、コペンハーゲン合意における全ての緩和約束に関して透明性を高めるとともに、理解を深める必要があると強調し、AWG-LCAと連携して作業するよう求めた。ペルーは、コロンビア、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、グアテマラ、パナマ、ウルグアイをも代表して発言し、可能な限り第2約束期間に関して合意し、世界の気温の危機的な上昇を抑えるよう求めた。

スイスはEIGの立場で発言し、特に次の点が必要であると指摘した：附属書I国の目標の野心度を引き上げ、クリーン開発メカニズム（CDM）および炭素市場の強化、割当量単位（AAUs）繰越の検討。日本は、全ての主要排出国が参加する公正で効果的な国際枠組の呼びかけを繰り返した。同代表は、AWG-LCAと協調した議論は「絶対、不可欠」だとし、AWG-KP議長に対し、AWG-LCA議長との議論の状況について最新情報を知らせるよう要請した。

役員を選任：この問題は6月1日に最初に取り上げられ、AWG-KP議長のAsheは、役員を選任に関する協議が終わっていないとし、適用される手順規則案に則り、選挙が行われるまでは現在の役員が引き続き職務に残ると説明した。

6月11日のAWG-KP閉会プレナリーで、John Ashe（アンティグア・バーブーダ）がAWG-KPの議長に再任され、Adrian Macey（ニュージーランド）が副議長に選ばれ、Miroslav Spasojevic（セルビア）が報告官に再任された。この閉会プレナリーで、EUは、手順規則を尊重するよう求め、特に附属書I国と非附属書I国が交代で議長職を務めるとの規則の尊重を求めた。

附属書I締約国による更なる約束：この問題は6月1日のAWG-KP開会プレナリーで最初に取り上げられ、AWG-KP議長のAsheは、議題項目（FCCC/KP/AWG/2010/6 and Add. 1-5; FCCC/TP/2010/2; and FCCC/KP/AWG/2010/INF.1）を提示した。締約国は、Leon Charles（グレナダ）とJürgen Lefevere（欧州連合）が共同議長を務める、附属書I国排出削減量に関するコンタクトグループ、およびAWG-KP副議長のDovlandが議長を務める、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題のバスケットなどその他の問題に関するコンタクトグループの設置で合意した。6月4日、AWG-KPプレナリーは、法律問題に関するコンタクトグループの

再結成でも合意し、Gerhard Loibl（オーストリア）とMaría Andrea Albán Durán（コロンビア）が共同議長を務めることとなった。AWG-KP議長のAsheも、対応措置の潜在的影響結果に関する非公式協議を開催した。

附属書I国排出削減量：この議題（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1）において、議論の中心となった問題は、附属書I国の約束の野心度を同引き上げるか、約束を排出制限および削減の数量目標（QELROs）に変換する方法、附属書I諸国の約束と、余剰AAUs、LULUCF、柔軟性メカニズムとの関係であった。

多数の締約国、特に先進国は、LULUCFの規則および余剰AAUsに関する技術的な問題で合意する必要があると強調し、こういった規則が野心度に影響を与えると強調した。ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、他の多数の途上国とともに、LULUCFおよび柔軟性メカニズムの利用は、単に現在の約束達成を目指すのではなく、現在の約束の野心度を上げることを目的とすべきであると強調した。

約束のQELROsへの変換、に関し、ニュージーランド、ロシア連邦、オーストラリア、日本は、約束を単純にQELROsに変換するのではなく、QELROsは政治レベルで交渉されなければならないと指摘した。コロンビアは、全ての附属書I諸国が参加する合同の排出削減量会議を提案し、グレナダ、フィリピン、バルバドスはこれを支持したが、サウジアラビアは反対した。オーストラリアは、全ての諸国の約束について、広範な議論を求め、日本とノルウェーはこれを支持したが、ボリビア、ベネズエラ、シンガポール、スーダン、ブラジル、その他は反対した。米国は議事進行に異議を唱え、京都議定書の下での附属書I排出削減量ということで、自国の排出削減量を議論することには反対だと強調した。

事務局は、約束、これに関係する想定条件、およびそれに伴う排出削減量を取りまとめたペーパー（FCCC/KP/AWG/2010/INF.1）を提出した。また事務局は、約束のQELROsへの変換に関するテクニカルペーパー（FCCC/TP/2010/2）も提出した。EU、スイス、ノルウェーは、このテクニカルペーパーに記載される方法論を表にある実際の約束に適用することに対し、関心を示したが、日本は反対した。その後、事務局は、現在の約束をQELROsに変換した二つの表を作成し、提出した、最初の表は、約束期間を8年としたもの、第2の表は5年としたものである。この表を広く配布するかどうか議論され、スイスは、締約国のプレゼンテーションを含めた全ての資料を事務局がホームページの「専用スペース」で公表すべきだと提案した。南アフリカは、文書FCCC/KP/AWG/2010/INF.1を更新する際に、この二つの表も考慮に入れるよう提案し、EU、ノルウェー、ボリビア、ミクロネシア連邦、ガンビアは、これを支持したが、日本とロシア連邦は反対した。また多数の締約国が、数値を%ではなく、ギガトンで表現する方を希望した。

EUは、オフセットは「大気にとり良いこと」と説明し、ノルウェーと共に、異なるメカニズムの影響を定量化する技術ワークショップの開催を提案した。

このほか、LULUCFスピノフグループと合同でのコンタクトグループ会合が開催され、LULUCFと数値の重複部分について検討した。締約国は次の点につき議論した：附属書I締約国の野心度とIPCC範囲とのギャップを埋める上で、LULUCFはどう役立つか；締約国によるQELROsの達成にLULUCFが貢献できる可能性とそのような貢献を無制限とすべきか、キャップをかけるべきか、それとも締約国自身の判断で異なるものにするべきか；附属書I国の目標に関する合意を可能にするには、LULUCFの役割についてどのような追加情報が必要か。ミクロネシア連邦は、基本年、LULUCFシナリオと余剰AAUsの扱いに関し多様なオプションがどういう結果をもたらすか探求すると共に、望ましい環境上の成果を上げる上で、これらがどのような影響を与えるかを探るよう提案した。

AAUsの繰越に関し、南アフリカは、数件のオプションに注目した：AAUsのx%の繰越を認めるオプション；余剰分を吸収すべく厳しい排出削減目標を採用するオプション；AAUsを戦略的な保留分に含めるオプション。ミクロネシアも、いくつかのオプションを紹介した、この中には次のものが含まれた：繰越を認めないオプション；繰越にキャップをかけるオプション；繰越分の使用を制限するオプション；AAUs繰越分の移転または取得に課税するオプション；余剰AAUsの不買合意；厳しい排出削減目標採用；AAUsの利用制限。ブラジルとインドは、AAUs繰越にキャップをかけるオプションを支持した。ノルウェーは、余剰AAUsの問題は原則として目標の野心度を上げるのが最善の解決策であると述べた。ノルウェー、アイスランド、ニュージーランド、スイス、ウガンダ、ロシア連邦は、オプション探求ワークショップの有用性で合意した。

AWG-KP閉会プレナリーにおいて、共同議長のLefevereは、締約国数カ国から、他のグループと重要問題を議論する「common space」が必要だとの指摘があったと述べ（BAPサブパラグラフ 1(b)(i)に関するAWG-LCAの項に議論の概要を示す、7頁参照）、排出削減規模に関するワークショップ、約束取りまとめ文書

(FCCC/KP/AWG/2010/INF.1) の改定、約束のQELROsへの変換に関するテクニカルペーパー

(FCCC/TP/2010/2)、締約国の提出文書および提案の検討など、今後とるべきステップに焦点を当てた。

その他の問題：LULUCF：この問題（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2）は、Marcelo Rocha（ブラジル）とPeter Iversen（デンマーク）が進行役を務めるスピノフグループで検討されたほか、附属書I国排出削減量に関するAWG-KPコンタクトグループとの合同会議でも議論された。議論された問題のうち主なものは、参照レベルの構成と透明性、一年の期中変動性、不可抗力、伐採材木製品であった。

レトトはLDCsの立場で発言し、CDMにおいて適格なLULUCF活動の範囲拡大を提案した。中国は、結論書では「さらなる抜け穴を作る」ことではなく、議定書の環境上の十全性を改善することに焦点を当てるべきだと強調した。一部の締約国は、参照レベルの利用に関してはオープンである可能性があると述べた。多

数の締約国は、算定の透明性が必要だと強調し、一部のものは、LULUCFの規則とREDD+とのリンクの可能性を検討するよう求めた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、参照レベル構築に関するG-77/中国の提案の概要を説明した。同代表は、各締約国の参照レベルを附属書に列記し、その後、その参照レベル構築に用いた要素を説明する文書の提出を要請し、続いて改定期間を与えると述べた。同代表は、2012年から参照レベルのレビューを開始し、毎年のインベントリもレビューするよう提案し、算定が、参照レベル設置に用いられた要素と同じものを用いて行われるのを確実にする必要があると強調した。同代表は、レビューガイドラインで可能な要素について議論を始めるよう求めた。ツバルは、森林管理活動について正確で、透明性があり、検証可能な算定を行うには問題があると指摘し、他の算定オプションも存在すると強調した。

G-77/中国は、政策が参照レベルにどう影響するかを明らかにするには課題があると強調し、全締約国に対して固定された森林管理のキャップを設定するよう提案し、特定のパーセンテージでの合意がないことを指摘した。ニュージーランドは、G-77/中国の提案での算定の透明性からすると、キャップが必要かどうかは疑問だと述べた。ロシア連邦は、将来を予測するベースラインにのみ、キャップを適用すべきだと指摘した。

気候行動ネットワークは、附属書I国の排出量の確実な減少が必要だと強調し、歴史的平均値をベースラインとして用いるべきだと述べた。締約国は、参照レベルに関するノンペーパーについて議論し、次回会合の早い段階で、新しいノンペーパーを出す必要があることで合意した。またAWG-KPは、AWG-KP 13の前に、森林管理の算定に関するワークショップ開催で合意し、附属書I締約国に対し、次の約束期間中でのLULUCFの予想使用量に関し、新たなデータを提出するよう求めた。

柔軟性メカニズムの問題 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3) に関し、締約国は、この文書に記載されたオプションを削減する方法に焦点を当てた。収益の一部 (Share of Proceeds) や補足性など、これまであまり目も向けられなかった問題について議論した。締約国は、特定のホスト国におけるプロジェクトから取得した認証排出削減量 (CERs) の利用について要件を設けるべきかどうか議論し、一部の締約国は、CDMにアクセスするだけの資金的、技術的能力をもたない国および地域を優遇する必要があると強調した。このほか、次の問題が議論された：補足性；新しい市場ベースメカニズム；収益の一部 (Share of Proceeds) の問題、これにはこの規定の他のメカニズムへの拡大適用、差し引き額の増加も含まれる；CDMに炭素回収貯留 (CCS) を含めるかどうか。文書記載のオプションについては、意見の一致がなく、これまで以上の文書の整理はなされなかった。

AWG-KP閉会プレナリーにおいて、AWG-KP副議長のDovlandは、文書の変更点はわずかであり、AWG-KP 13用に新たな文書を作成する必要はないと報告した。

方法論問題：この問題（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）は、AWG-KP副議長のDovlandが進行役を務める非公式協議で議論された。焦点となった問題は次のとおり：新たなGHGsを含めるかどうか；温室効果ガスのCO₂換算を計算する共通の計算方式と2006年IPCCガイドラインの適用；議定書附属書A記載の部門および分類のリスト。締約国は特に新しいGHGsに関する技術的な問題の明確化に注目した。

AWG-KP閉会プレナリーにおいて、AWG-KP副議長のDovlandは、自身の見解として、次のことを報告した：締約国は新たなGHGsについて決定するに十分なだけの情報を持っており、共通の計算方式のオプションについても情報は十分である。同副議長は、文章は変更されておらず、AWG-KP 13に先立ち改定されることはない述べた。

法律問題：この問題に関し、約束期間にギャップが生じる可能性にどう対処するか、そのオプションに焦点が当てられたほか、議定書の制度において、このギャップがどう影響するか、また提案されているペーパー、ギャップの定義などにも焦点が当てられた。事務局は、京都議定書の関連条項の規定からすると、第1約束期間と第2約束期間との間でギャップが生じないようにするには、議定書締約国の4分の3が2012年10月3日までに批准書を届け出る必要があると説明した。

オプションに関し、ツバルは、ギャップが生じることを防ぐオプションとして3つのオプションを指摘した、すなわち、交渉の加速化、改定案の発効に関する規定の負担を軽くすべく、議定書を改定する、改定案の暫定的な適用。オーストラリアは、国内の制約からすると暫定的な適用は問題となる可能性がある述べた。中国は、現時点で現実味のあるオプションは限定されるとし、発効要件の変更にしても暫定的な適用しても、現在の発効規則に則った改定が必要であり、交渉加速化に向けた政治的意思の表明くらいであると指摘した。シンガポールは、暫定的な適用の場合、法的な義務はどういう性質のものになるか、質問した。事務局は、COP/MOPの決定書であれば、国際法上の拘束力を持つ政治的意思の表明と考えられると述べた。EUは、暫定的な適用では一部の国で憲法上の問題が起きる可能性があると指摘した。

法的意味合い：ツバル及びブラジルは、柔軟性メカニズム、特にCDM及びマラケシュ合意におけるその他の制度的アレンジにとり、ギャップの発生による法的意味合いを強調した。EUは、CDM問題のさらなる検証に関心があると表明した。いくつかの締約国は、さらなる約束期間についての合意の有無に拘わらず京都議定書は存続すると指摘した。

締約国は、第1約束期間と次の約束期間の間にギャップを生じさせないよう担保することを目指し、利用可能な法的なオプション、ならびにギャップが生じた場合の法的影響及び意味合いを特定するペーパー作成を事務局に要請することで合意した。

対応措置の潜在影響: この問題は、AWG-KP の Ashe 議長が進行役を務める非公式協議で検討された。議論の中心となったのは、潜在的影響に対処するための常設フォーラムを設置すべきかどうかという問題であった。AWG-LCA 及び SBI/SBSTA 合同コンタクトグループで審議中の案件であるとして一部締約国が本件を議論することに抵抗感を示し、この件に関し合意に至ることはできなかった。6月11日の AWG-KP プレナリーで、次回 AWG-KP で協議を進めることが合意された。

AWG-KP 結論書に関する交渉: 会合 2 週目、AWG-KP の Ashe 議長は自らが提案した結論書草案に関する非公式協議を開催した。6月11日の AWG-KP 閉会プレナリーで、ロシアは、結論書に“重大な問題”があると強調、特に排出削減規模に関するテクニカル・ワークショップ開催ならびに法律グループに関する結論部分が問題だと指摘した。

EU は、カンクンでは“アンバランスな”成果を受け入れる用意はないと述べ、AWG-KP 及び AWG-LCA プロセス間のバランスを維持する必要があると改めて述べた。また、AWG-KP 内の数値やルール、法的形式について詳細な議論の必要性を強調し、こうした議論を AWG-LCA では“まだ開始すらしていない”と主張した。日本は、先進国と途上国双方で緩和を検討する“幅広いアプローチ”を求めた。アルゼンチン、南アフリカ、ブラジルの支持を受けて、ツバルは、G-77/中国の立場から、AWG-LCA と比べて AWG-KP の進展の遅さに懸念を表明しつつ、この進展に関しては締約国によって様々な見方があると述べた。G-77/中国は提起されている結論書案を“非常に進展が乏しかった 4 年を経た進展の尺度”として支持した。

AWG-KP 閉会プレナリーは二度にわたり中断された。その理由となった非公式協議で、Adrian Macey (ニュージーランド) 進行役は、ロシアの懸念はテキスト修正によって対処できる一方、日本の懸念は AWG-LCA の作業と関係しているため、簡単に対処できないと伝えた。ツバル、EU、中国、ベラルーシ、サウジアラビアをはじめとする国々は、協議継続を求めた。中国、ボリビア、ベネズエラは、非公式協議ではなく、プレナリーで本件を審議するよう求めた。ナイジェリア、インド、エジプトは、附属書 I 国が AWG-KP での進展と AWG-LCA での進展とリンクさせようとしていることに懸念を示した。その後の協議とプレナリーでの議論の後、夜遅くに、締約国はコンセンサスに至ることができた。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.4) で、AWG-KP は、事務局に対して特に以下を要請:

- ・ AWG-KP 13 で附属書 I 締約国全体及び各国の排出削減に関するイン-セッションワークショップを開催、その中で排出削減の規模拡大を模索する議論を行うこと;
- ・ AWG-KP 13 の前に森林管理会計に関する事前会合を開催;
- ・ 第 1 約束期間と次の約束期間の間にギャップを生じさせないよう担保することを目指し、利用可能な法的なオプションならびにギャップが生じた場合の法的影響及び意味合いを特定するペーパー作成。

また、AWG-KP は締約国に以下の提出を要請:

- ・ 附属書 I 締約国全体及び各国の排出削減に向けたその他の問題の影響に対応するための提案;
- ・ 次期約束期間において予想される LULUCF、柔軟性メカニズム、予期される AAUs 繰越、関連する想定について、利用可能な新データ、情報;
- ・ 文書更新の円滑化を目指し、AWG-KP 14 の少なくとも 2 週間前に、条約 3.9 条 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1)

に基づく議定書改正案に関する意見

閉会プレナリー: 附属書 I 国の更なる約束に関する議題項目の検討を完了し、金曜の夜遅く、締約国は今次会议の報告書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.3) を採択した。離任する AWG-KP Dovland 副議長、事務局の Claudio Forner 両氏の AWG-KP の下での作業に謝意を表明しつつ、Ashe 議長は午後 10 時 1 分、AWG-KP を閉会した。

実施に関する補助機関

SBI 32 は、5 月 31 日、Robert Owen-Jones (オーストラリア) を議長、Samuel Ortiz Basualdo (アルゼンチン) を副議長、Kadio Ahossane (コートジボワール) を連絡官として開会した。Owen-Jones 議長は午前、非附属書 I 国の国別報告書に記載された情報に関する小項目については議長が非公式に諮問しつつ、議題を暫定的に適用することを提案し、締約国がこれに同意した。イエメンは、G-77/中国の立場から、この項目を議題に盛り込むことには合意が成立していないと強調した。非附属書 I 国の国別報告書に記載された小項目については未決として、午後には議題 (FCCC/SBI/2010/1) が採択された。開会ステートメントの概要については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12462e.html>。参照。

附属書 I 国の国別報告書及び GHG インベントリデータ: 1990-2007 年の期間の国別 GHG インベントリデータに関する報告書: この問題は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられた後、William Agyemang-Bonsu (Ghana) 及び Makio Miyagawa (日本) が共同議長を務めるコンタクトグループ及び非公式協議で検討された。事務局からは、1990-2007 年の附属書 I 国の国別 GHG インベントリデータに関する報告書 (FCCC/SBI/2009/12) の紹介があった。中国は、G-77/中国の立場から、多くの先進国でこの期間の排出量が増加したことに“深い憂慮”を表明した。

これらの問題について合意に至らなかった為、SBI 33 で審議が継続となる。

第 5 回国別報告書の提出状況及びレビュー、第 6 回国別報告書の提出日程: これらの 2 つの議題小項目 (FCCC/SBI/2010/INF.1 及び FCCC/SBI/2010/INF.9) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられ、その後、Agyemang-Bonsu 及び Miyagawa が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。

主要テーマとして、他のプロセスの関連審議に留意すべきかどうかという問題、第 6 回国別報告書の提出日程などが議論された。中国は、G-77/中国の立場から、2011 年 7 月 1 日を附属書 I 国の第 6 回国別報告書の提出日とすることを提案し、ブラジル、ボリビアがこれを支持した。ニュージーランドは、EU、米国、オーストラリアとともに、2011 年提出案は受け入れられないと主張した。

これらの問題について合意に至らなかった為、SBI 33 で審議継続となる。

非附属書 I 国別報告書: 非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE): この問題 (FCCC/SBI/2010/INF.2) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられ、その後、Agyemang-Bonsu 及び Miyagawa が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。6 月 9 日、SBI は結論書を採択した。

すべての締約国、あるいは附属書 II 締約国のみ、CGE への資金提供が奨励されるのかという問題; CGE は非附属書 I 国の現在および将来のニーズ及び COP 決定に対応すべきか、あるいは考慮に入れるべきなのか;

決定書 5/CP.15 (CGE の作業) の付属書の中で CGE の一つ、あるいは複数のマンデートの優先順位をつけるべきかという問題などが主要テーマとして議論された。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.18) で、SBI は 特に: 付属書 II 締約国及びその立場にある他の締約国は、資金及び技術の支援を提供するよう奨励; CGE に非付属書 I 国の現在または将来のニーズ及び関連する COP 決定を考慮するよう招請している。

条約 12.5 条のさらなる実施 (国別報告書の頻度): この問題は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられ、その後、Agyemang-Bonsu 及び Miyagawa が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、非付属書 I 国が付属書 I 国よりも厳しい国別報告書の義務を担うべきではないとし、共通するが差異ある責任原則を考慮する必要性を強調した。また、資金・技術の支援に関する項目との関連を強調した。米国は、キャパシティビルディングはもっと頻繁な国別報告書によって強化されるものだと述べ、EU は学習プロセスを開始させるための国家チームの発足および維持が重要だと強調した。

SBI 結論書: 6 月 9 日、採択された結論書 (FCCC/SBI/2010/L.20) で、SBI は本件に関して SBI 33 での審議継続を決定している。

資金・技術の支援: この問題 (FCCC/SBI/2010/INF.3) は、5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられた後、Agyemang-Bonsu 及び Miyagawa が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。6 月 9 日、SBI は結論書を採択した。

GEF は、非付属書 I 国の 国別報告書 に関する資金支援に関する情報を提供した (FCCC/SBI/2009/INF.11 及び FCCC/SBI/2010/INF.3)。ブラジルは、G-77/中国の立場から、改善されてきたものの、途上国の懸念に対する GEF の対応に “非常に敏感な対応” はみられなかったと指摘した。サウジアラビアは、今次会合で本件の決着をつける必要があると強調しつつ、一部の非付属書 I 国、特に産油国の国別報告書のための資金支援停止という GEF の決定は驚きだと発言し、クウェート、イラン、オマーンが支持した。シエラレオネは、マラウイ、東ティモール、アルジェリアの支持を受け、国別報告書のとりまとめ遅れは実施機関との作業の難しさによることが多いと指摘し、GEF 及び GEF 実施機関との間のコミュニケーション改善を求めた。米国は、基金へのアクセスに問題を抱えている国々に同情すると述べ、必要な国が利用できないならば、提供した資金はどこに流れているのか “極めて心配だ” と述べた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.17) で、SBI は :

- ・ GEF の活動及び第 4 回 GEF 総会の結果について “詳細かつ正確でタイムリーな全情報” の提供を GEF に要請;
- ・ GEF 実施機関による国別報告書向けの資金の支払い方法及び一部の非付属書 I 国に対する資金拠出が十分ではないことについて幾つかの非付属書 I 国が懸念を表明したことに留意。

資金メカニズム: 本議題項目には、第 4 次資金メカニズム (FCCC/SBI/2009/MISC.10 & Add.1)、GEF 報告書 (FCCC/CP/2009/9) 及び気候変動特別基金 (SCCF) の評価という小項目が含まれる。5 月 31 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Zaheer Fakir (南アフリカ) 及び Sandrine de Guio (フランス) が

共同議長を務めるコンタクトグループ 及び 非公式協議で討議された。6月9日、SBI は結論書を採択した。

資金メカニズム第4次レビュー: 中国、アンティグア・バーブダは、AOSIS の立場から、GEF 第5次補充は満足のいく内容だったと述べ、GEF に対してはプロジェクトの準備・承認プロセスの簡略化、資金拠出国には支払いの迅速化を要請した。ナイジェリア、ガーナ、モルディブは、気候変動に対応するための投資ならびに資金フローに関する自国の参加について強調し、研究のフォローアップを求めた。各国は、カンクンまでに第4次レビューを完結することが急務だと強調した。フィリピンは、G-77/中国の立場から、第4次レビューで資金メカニズムを完全に見直すべきであり、単なる業務機関の点検とすべきではないと強調した。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.15) で、SBI は、COP 16 での決定書草案勧告をめざし、付属書に含まれるテキスト案をベースに本件の検討を続けるということで合意。

GEF 報告書: SBI 閉会プレナリーで、フィリピンは、G-77/中国の立場から、資金源の提供と密接な関連がある本項目を十分に検討するためには、GEF の最終報告書が待たれている状況だと言及した。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.16) で、SBI は、COP 16 での決定書草案を勧告することを目指し、この問題を SBI 33 で継続討議することで合意。また、SBI は、第5次補充の成果に関して報告するよう GEF に招請した。

SCCF 評価: ノルウェーは、締約国によるレポートまたはサブミッションが一切入手できない状況を理由に、SCCF 評価の延期を提案した。結論書 (FCCC/SBI/2010/L.19) で、SBI は、SBI 33 で本件の審議を完了させることを決定している。

条約 6 条 (教育・訓練・啓発): この問題 (FCCC/SBI/2010/2、3 及び 9) は SBI で5月31日に取り上げられた後、Liana Bratasida (インドネシア) が議長を務めるコンタクトグループ 及び 非公式協議で討議された。6月9日の SBI プレナリーで結論書が採択された。

決定書 9/CP.13 (条約 6 条に関する改正版ニューデリー作業計画) で定められたように、ニューデリー作業計画実施の中間レビューが議論の中心となった。ガンビアは、G-77/中国の立場から、これまでに開催された地域別ワークショップの成果ならびに提言のとりまとめと併せてそれらの成果ならびに提言の実現を事務局に要請することを提案した。EU は、未開催の地域ワークショップへの資金拠出を締約国に提案した。ウクライナは、条約 6 条 (b) (ii) (教育の開発・実施及び訓練計画) は、経済移行国に拡大して実施すべきだと主張した。ネパールは、少なくとも5年間の作業計画の延長を求めた。若い世代からは、適切なレビュープロセスを採用するよう締約国に要請し、特に、事務局に包括的な方法でレビューを実施し、アフリカ及び LDC での地域ワークショップ開催に十分な資金提供を行うための広範なマンデートを与えることを提案した。米国は、未処理となっているアフリカ、SIDS 向けの地域ワークショップ 2 件に部分的に資金提供すると発表した。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.5) で、SBI は、特に:

- ・ テーマ別の地域ワークショップ開催及び情報ネットワークセンターの完全実施 (CC:iNet) のための資金

源を提供するよう締約国に依頼；

- ・ ニューデリー作業計画実施の進捗に関する中間レビューのための委託条件を結論書付属書記載のまま承認；
- ・ 中間レビューの完了に関連するような情報および意見を 2010 年 8 月 16 日までに提出するよう依頼。

条約 4.8 条及び 4.9 条に関する諸問題：決定書 1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画)の実施：この問題 (FCCC/SBI/2010/MISC.1)は 5 月 31 日の SBI プレナリーで検討された後、SBI 副議長の Samuel Basualdo が議長を務めるコンタクトグループ 及び 非公式協議で討議された。6 月 9 日、SBI プレナリーで結論書が採択された。

コンタクトグループ第 1 回会合が 6 月 3 日に開催され、SBI 議長の Owen-Jones が、SBI 30 で SBI 議長に作成が要請された決定書草案テキストを紹介した。サウジアラビアは、G-77/中国のポジションに係わる諸要素がテキストに反映されていないとの懸念を示した。クック諸島は、AOSIS の立場から、テキストは、現場での実施に焦点を当てるべきだと強調した。さらに、オーストラリア 及び ブルキナファソとともに、SIDS 及び LDCs とした特に脆弱な国々について言及するよう要請した。オーストラリア、及び EU の立場からスペインは、文書において、実施がすでに発生していることについて認めるべきだと強調した。結論書 (FCCC/SBI/2010/L.7)で、SBI は、結論書に添付された決定書草案を踏まえ、SBI 33 で議論を継続することで合意している。

LDCs：この問題 (FCCC/SBI/2010/5)は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられた後、Rence Sore (ソロモン諸島)が進行役を務める非公式協議で討議された。SBI は 6 月 9 日、結論書を採択した。

議論の焦点は、LDC 専門家グループ (LEG)のマンデート延長；国家適応行動計画 (NAPAs)の実施；LDC 作業計画におけるその他の問題であった。バングラデシュは、G-77/中国の立場から、NAPAs 及び LDC 作業計画の完全実施を求めた。ネパール、東ティモール、ブルキナファソ 及び シエラレオネ は、LEG マンデートを延長する必要があると強調した。

6 月 9 日、SBI 閉会プレナリーでは、レソトが、LDC の立場から：LDC 基金 (LDCF)への分担金の増額を附属書 II 国に要請；LDCF には NAPAs の準備及び実施に加えて LDC 作業計画のその他の要素の支援が期待されていると強調；結論書にはこの点の言及が無いことに失望の意を表明した。

SBI 結論書：結論書 (FCCC/SBI/2010/L.2/Rev.1)で、SBI は：

- ・ GEF 及びその機関と協働して、LDCs ができるだけ早い時期に NAPAs を完了させるための支援を続けるよう LEG に依頼；
- ・ NAPAs 実施に関する地域別訓練ワークショップに関する報告書の作成を事務局に要請；
- ・ NAPAs 改訂および更新のニーズならびに必要な資金に関する情報提供を LEG に要請；
- ・ 資金提供を続ける立場にある締約国には、それを招請した。

技術移転：同項目 (FCCC/SBI/2010/INF.4、FCCC/SBI/2010/INF.6、及び FCCC/SB/2010/INF.1)は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられた後、Carlos Fuller (ベリーズ) 及び Ronald Schillemans (オランダ) が共同議長を務める SBI/SBSTA 合同コンタクトグループ 及び 非公式協議へと回された。SBI は 6 月 9 日、

結論書を採択した。

日本は、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) が気候技術イニシアティブ等、民間部門を含めた連携を強化することの重要性を強調した。米国は、二国間もしくは多国間で講じられた努力、もしくは UNFCCC の内外での取り組みを歓迎。オーストラリアは、民間部門との連携強化を勧めた。フィリピンは、EGTT による作業が BAP 実施に関する交渉を台無しにすることのないように希望すると述べた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.3) で、SBI は：

- ・ EGTT の最新作業計画を承認し、AWG-LCA の下での議論に関して意見が収束される分野に専念するよう EGTT に要請；
- ・ 提案されている技術執行委員会、気候技術センター及び気候技術ネットワークの運用方式の詳細を詰めるよう EGTT に要請；
- ・ 技術移転に関するポズナニ戦略計画の下での支援を受ける活動の実施について半期ごとの進捗報告を提供するよう GEF に依頼。

キャパシティビルディング (条約): この問題 (FCCC/SBI/2009/4、5 及び 10、FCCC/SBI/2009/MISCs. 1、2、8 及び 12) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Philip Gwage (ウガンダ) 及び Marie Jaudet (フランス) が共同議長を務めるコンタクトグループ 及び 非公式協議での討議に持ち込まれた。SBI は 6 月 9 日、結論書を採択した。

議論の目的はキャパシティビルディングの枠組みに関する第 2 回包括レビューを完了させることと、COP 16 での採択を目指してレビュー成果に関する決定書草案を完成させることであった。G-77/中国及び EU は、COP 決定書草案用の提案を提出した。タンザニアは、G-77/中国の立場から、提案内容を説明し、特に：キャパシティビルディングに関する専門家グループ；キャパシティビルディング枠組みの実施のための行動計画；枠組みの実施をモニタリング・評価するためのパフォーマンス指標について強調した。EU は、特に、キャパシティビルディング枠組み実施のモニタリング・評価を実行するため、国別報告書を通じたキャパシティビルディングのベストプラクティス構築に関する報告の強化；決定書 2/CP.7 (途上国におけるキャパシティビルディング) のさらなる実施を検討するための指示的検討項目リストについて焦点をあてた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.11) で、SBI は、COP 16 での採択に向けて決定書草案を勧告することを目指し、添付されたテキスト案を踏まえて、本項目を SBI 33 でも検討し続けることで合意した。

キャパシティビルディング (議定書): この問題 (FCCC/SBI/2009/4-5；FCCC/SBI/2009/MISCs 1-2、8 及び 12；FCCC/KP/CMP/2009/16 及び FCCC/SBI/2009/10) は、5 月 31 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Gwage 及び Jaudet 共同議長のコンタクトグループ 及び非公式協議に持ち込まれた。

議論の目的はキャパシティビルディングの枠組みに関する第 2 回包括レビューを完了させることと、COP/MOP 6 での採択を目指してレビュー成果に関する決定書草案を完成させることであった。タンザニアは、少数の途上国だけが CDM の恩恵を受けていることに失望していると述べた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.12) は 6 月 9 日に採択され、SBI は、本件の COP/MOP 6 での採択を目指し、決定書草案を勧告するため、添付されたテキスト草案をベースに SBI 33 における本項目の継続審

議を行うことを決定した。

適応基金のレビュー: この問題 (FCCC/SBI/2010/MISC. 2 及び FCCC/SBI/2010/7) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) 及び Jukka Uosukainen (フィンランド) が共同議長を務めるコンタクトグループの会合に持ち込まれた。SBI は 6 月 9 日、結論書を採択した。

議論の中心になったのは、適応基金レビューの付託条件案 (TORs) だった。特に適応基金理事会の作業協定をレビューに含めるべきかどうかという点で、未だ資金が支払われていない状況の中で時期尚早だと一部の締約国が主張し、意見が分かれた。SBI 閉会プレナリーでは、スペインが、EU の立場から、COP/MOP 6 で仮規定を検討することが重要だと述べた。イエメンは、G-77/中国の立場から、明確な成果の欠如に遺憾の意を表明した。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L. 13) で、SBI は: TORs に含める追加事項について検討したが、全体像を捉えることはできなかったと指摘; COP/MOP 6 で適応基金の一時的な制度的アレンジについて検討することが必要だと確認; 適応基金に関する全ての問題を COP/MOP 7 で検討し、COP/MOP 6 で同プロセスを円滑にするような措置を講じるよう COP/MOP 6 に勧告している。また、SBI は、適応基金の初期レビュー向けの TORs 案を送付した。

議定書 3.14 条 (対応措置の悪影響およびインパクト): この問題は、5 月 31 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。SBI の Owen-Jones 議長は、SBI 31 報告書の付属書 I に記載されたテキストを踏まえた検討を継続すると述べ、その後 Andrew Ure (オーストラリア) 及び Eduardo Calvo Buendía (ペルー) が共同議長を務める SBI/SBSTA 合同コンタクトグループ 及び 非公式協議で検討された。6 月 9 日、SBI プレナリーで結論書が採択された。

主要論点として、本件がすべての締約国の懸念なのか、あるいは条約 4.8 条及び 4.9 条で言及された締約国やアフリカ、SIDS 及び LDCs を含む特に脆弱な国々に特有の懸念なのかという問題が議論された。内容または会合中の議論の記録法については合意に至らなかったが、会合の冒頭で共同議長が今後の作業の叩き台として提案した決定書草案文を活用することについては合意が得られた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L. 14) で、SBI は、議定書 2.3 条 (政策措置の悪影響) に関する SBSTA 議題 及び 議定書 3.14 条に関する SBI 議題を討議するための SBI/SBSTA 合同コンタクトグループを設置することで合意。また、付属書に含まれたテキスト案をベースに議論を再開することで合意。

議定書付属書 B 国の年次報告とりまとめ及び会計報告: この問題 (FCCC/KP/CMP/2009/15 及び Add. 1) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで取り上げられた後、Agyemang-Bonsu 及び Miyagawa が共同議長を務めるコンタクトグループで討議された。

事務局が第 2 次報告書の主な調査結果を紹介、次回の報告書はカンクンの COP/MOP 6 へ提出されることを伝えた。SBI は、本件に関して結論に至れず、この問題の審議は SBI 33 でも続けられることとなった。

遵守に関連した議定書改正: この問題 (FCCC/KP/CMP/2005/2) は 5 月 31 日の SBI プレナリーで討議され、SBI 議長 Owen-Jones が結論書案を作成するということが決まった。6 月 9 日の SBI プレナリーで同議題を

SBI 33 に先送りすることが決められた。

附属書B記載に関するカザフスタン提案: 第1約束期間中に1992年比100%という排出削減の約束をもって附属書Bに記載するというカザフスタン提案が5月31日のSBI プレナリーとMark Berman (カナダ)が進行役となった非公式協議で検討され、6月9日、SBIで結論書が採択された。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.6)で、SBIは、特にカザフスタン提案の数値化された排出削減の約束及び基準年に関して、この提案による法的・技術的な影響についてCOP/MOP 6で集中的に討議したいと結んでいる。SBIは、カザフスタンが“基準年及び排出抑制または排出削減の約束の選択に関して、柔軟なアプローチを示す用意がある”と言及し、会期と会期の間に関係国で協議するよう勧めている。

政府間会合の調整: COP 16、COP/MOP 6、今後の会期、政府間プロセス及びオブザーバー組織の組織といった小項目が含まれる本項目 (FCCC/SBI/2010/8) は5月31日のSBI プレナリーで取り上げられ、その後、SBI 議長のOwen-Jonesが議長を務めるコンタクトグループ及び非公式協議での討議に回された。SBIは6月9日、結論書を採択した。

集中的に討議されたのは、COP 16に向けたハイレベル協議 (HLS) 向けの政府間プロセスの可能性; オブザーバーの参加についてであった。

パプアニューギニアは、無制限の閣僚級会合をCOP 16前に開催し、“争点”を討議する提案について概要を説明し、閣僚級会合がカンクンの成功を実現するための前提条件であると強調した。討議の後、SBIが“ビューロー及び次期議長に対して、さらにハイレベル協議を開催するための調整を行うよう依頼する”ことを示すことで締約国が合意した。

オブザーバー組織の参加については、UNFCCC 事務局長 de Boer が、事前オンライン登録プランとして、関係者の参加の簡略化・改善策と関係者の参加に関して国連システムからベストプラクティスの抽出という2つのプロジェクトが始まったと説明した。国際労働組合連盟 (IFTU) は、環境 NGOs (ENGOs)、若年層、女性・ジェンダー、地方自治体及び先住民組織のため、市民社会の十分かつ効果的な参加こそUNFCCC プロセスに正当性を与えるものだとし、COP 16前に市民社会の参加に関するガイドラインを改訂するよう求めた。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2010/L.21)で、SBIは、特に、SBI 32 からCOP 16・COP/MOP 6迄の間にハイレベル会合開催を検討することで合意。SBIは、COP 16及びCOP/MOP 6までの間およびその会期中の透明性および包括性の重要性を強調。また、SBIは、AWG-KP 14及びAWG-LCA 12開催の申し出を行った中国に謝意を表明。SBIは、増え続ける出席者を収容するため、新たな会議施設をボンに開設するまでの間の暫定的な解決策を求め、ホスト国政府と協働するよう事務局に要請。また、COP 16で、COP 18及びCOP/MOP 8の開催について決定することをめざし、協議が進行中であると言及。

SBIは、UNFCCC プロセスがAgenda 21の主要9グループを現在網羅していて、同グループが参加する価値を確認していると言及しながら、オブザーバー組織の継続的な関心を歓迎。SBIは、オブザーバー組織によるCOP 16及びCOP/MOP 6への参加促進についてメキシコからの情報に留意し、今後の会合のホスト国が、すべての締約国及び認可されたオブザーバー組織の参加促進の必要性を検討するよう奨励。

事務管理・資金・制度的な諸問題：2010-11年度（二カ年）予算収支：同項目（FCCC/SBI/2010/INF.5）は5月31日、UNFCCC事務局長 de Boer、メキシコは、2010年の約束を未だにまとめていない締約国があることを憂慮し、自発的に貢献するよう呼びかけた。SBI議長が結論書草案を作成することで合意が得られた。

SBI 結論書：結論書（FCCC/SBI/2010/L.8）は6月9日に採択され、SBIは、特に、未だに貢献をおこなっていない締約国は速やかに行うよう要請している。また、UNFCCCプロセスに参加するための信託基金および補助活動向け信託基金への出資を締約国に要請している。

本部協定の履行：本件は5月31日のSBIプレナリーで取り上げられ、SBI議長が結論書草案を作成することで合意がなされた。

SBI 結論書：6月9日に採択された結論書（FCCC/SBI/2010/L.10）で、SBIは、ドイツ・ボンにおいて2期の工期：第1期（2011年末）・第2期（新ビル建設を含む、2014年）で事務局の新事務所建設が完了予定と言及。SBIは、できるだけ早急に会議施設の新設が完了するようドイツ政府に要請、増大する事務局にとって“一つ屋根の下で”十分なスペースが利用できるかUNFCCC事務局長の懸念に留意している。

特権・免責事項：この議題項目（FCCC/SBI/2009/8）は5月31日のSBIプレナリーで検討された。また本件のコンタクトグループはTamara Curll（オーストラリア）が議長を務めた。6月9日のSBI閉会プレナリーで結論書が採択された。

SBI 結論書：結論書（FCCC/SBI/2010/L.9）で、本件に関する締約国の意見交換によって、事務局および国連法務部が提供した追加情報と併せて、締約国の理解がさらに深められたとSBIが指摘している。また、SBIは、付属書に記載された条約の調整案づくりで進展があったことに言及し、付属書に盛り込まれたテキストを踏まえてSBI33で本件の検討を続け、できるだけ速やかにこれらの調整作業の完了をめざすことで合意している。

国際取引ログ（ITL）手数料徴収法：この問題（FCCC/TP/2010/1 および FCCC/SBI/2010/MISC.4）は5月31日のSBIプレナリーで取り上げられた後、Toshiaki Nagata（日本）が議長を務めるコンタクトグループで討議された。6月9日、SBIで結論書およびCOP/MOP決定書草案が採択された。

SBI 結論書：結論書（FCCC/SBI/2010/L.4）で、SBIは、COP/MOP6での採択をめざし、2012-2013年（二カ年）ITL手数料徴収法について決定書草案を勧告している。

COP/MOP決定書草案（FCCC/SBI/2010/L.4/Add.1）では、締約国による二カ年のITL手数料支払いについて締約国のITL手数料基準を2012-2013年（二カ年）のITL予算で乗じることによって算出；ITL未利用のQELROを有する京都議定書締約国が2012-2013年（二カ年）にITL利用を決定した場合、手数料は議定書の2012-2013年の調整済み基準値に等しくなるように設定、を勧告している。

閉会プレナリー：SBI閉会プレナリーは2010年6月9日、開催され、会合報告書（FCCC/SBI/2010/L.1）が採択された。

イエメンは、G-77/中国の立場から、非附属書I国の国別報告書のための費用全額の資金供与に関する合意の必要性を強調し、適応基金のレビューについて明確な成果が無いことを遺憾であるとし、資金メカニズム第4次レビューが基金の効果的な運用のための道を開くよう願うと述べた。

スペインは、EU の立場から、EU の 2008 年の排出量が域内で 1990 年比 11.3%減少したと述べ、適応、資金、国別報告書、条約 6 条といった主要な要素における進展を歓迎した。オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、国別報告書の提出頻度と内容の強化が必要であると主張し、資金メカニズム第 4 次レビューに関する結論が出なかったことに失望感を示した。

レソトは、LDC の立場から、LDC 基金への分担金の増額を求め、GEF に対し LDC 作業計画のその他の要素への支援を提供するよう奨励した。コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、資金、技術移転、キャパシティビルディングは“SBI で決定的な行動を講じるようアフリカが期待する”分野であるとし、適応基金のレビューのための TOR 採択を要請し、締約国にはレビューの対象範囲について前回の決定を尊重するよう求めた。

SBI の Owen-Jones 議長により午後 9:51、SBI 32 の閉会が宣言された。

科学的・技術的助言に関する補助機関

SBSTA 32は5月31日、Mama Konaté (マリ)議長、Mihir Kanti Majumder (バングラデシュ) 副議長、Purushottam Ghimire (ネパール)連絡官の下で開会し、議題採択および作業構成の合意 (FCCC/SBSTA/2010/1) が行われた。開会ステートメント概要については <http://www.iisd.ca/vol12/enb12462e.html> 参照。

影響・脆弱性・適応に関するナイロビ 作業計画 (NWP): この問題 (FCCC/SBSTA/2010/INF. 2; FCCC/SBSTA/2010/2-3 及び 5)は 5 月 31 日、SBSTA プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)および Donald Lemmen (カナダ)が共同進行役となる非公式協議へ付託された。

NWP の継続・強化が主要テーマとして討議された。6月5日、NWP の下で第3回連絡窓口フォーラムが行われ、締約国およびNAP パートナー組織がNAP パートナーによる行動について議論するための場となり、NAP の成功に資するための機会についてブレインストーミングを行った。同フォーラムの概要については <http://www.iisd.ca/vol12/enb12466e.html> 参照。

SBSTA 結論書: 6月9日に採択された結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.6)で、SBSTA は特に:

- ・ NWP の幅広い組織による取り組みを歓迎し、行動誓約を通じてさらにその取り組みを強化するよう奨励;
- ・ 適応・影響・脆弱性に関する知識を前進させるためのNWPの作業を認識;
- ・ NWP の下で完了させる行動の成果を検討する非公式会合を通知するため、2010年8月16日までに、NWP の実効性に関する見解を提出するよう締約国および組織に奨励。

技術移転: 本項目 (FCCC/SB/2010/INF.1 及び 3-4)は5月31日のSBSTA プレナリーで取り上げられた後、Carlos Fuller (ベリーズ) および Ronald Schillemans (オランダ)が共同議長を務めるSBI/SBSTA 合同コンタクトグループおよび非公式協議に付託された。6月9日、SBSTA プレナリーで結論書が採択された。

SBSTA の Konaté 議長から、Bruce Wilson (オーストラリア) および Nagmeldin Goutbi Elhassan (スー

ダン)の EGTT 議長、副議長の就任が伝えられた。コンタクトグループおよび非公式協議では、EGTT 報告書 (FCCC/SB/2010/INF. 1); 共同技術研究・開発を推進するための選択肢に関する報告書 (FCCC/SBSTA/2010/INF. 4) のための EGTT の付託条件 (TORs); 条約 4.1(c) 条および 5 条の実施レビューを支援するためのパフォーマンス指標の活用のための情報に関する報告書 (FCCC/SBSTA/2010/INF. 3); 技術移転に関するポズナニ戦略計画に関する GEF 進捗報告書 (FCCC/SBI/2010/4) を中心に討議された。多くの先進国が、EGTT 作業計画を提出された通りに受諾することを勧告した。アルゼンチンは、現在 AWG-LCA で審議しており、議論が多い問題を TORs に含めるべきではなく、TORs は条約の下での活動に特化すべきだと主張し、中国の支持を得た。アルゼンチンは、パフォーマンス指標に関する報告書が MRV に対してより正攻法によるアプローチの必要性を示していると述べた。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L. 3) で、SBSTA は:

- ・ これらの活動の実施において、提案されている TEC および TCN の運用方式の選択肢について練るよう EGTT に要請;
- ・ EGTT による共同技術研究・開発を推進策に関する報告書の TORs を承認;
- ・ SB 33 に間に合わせる形で作業を推進し報告書を完成させるため、SB 33 と同時開催が予定されていた EGTT 第 6 回定例会の日程前倒し。

REDD: この問題は、まず 5 月 31 日の SBSTA プレナリーで取り上げられ、Audun Rosl 及び (ノルウェー) が進行役を務める非公式協議で討議された。SBSTA 結論書は 6 月 9 日、採択された。

主要な議題として討議されたのは、IPCC の指針およびガイドラインの活用に関連した行動の連携およびキャパシティビルディング等。中央アフリカは、中央アフリカ森林委員会 (COMIFAC) を代表して、MRV と資金供与のモダリティに関する議論を求めた。パプアニューギニア、ガイアナは、REDD に関する政治的議論を AWG-LCA に委ねるべきではないとし、SBSTA でキャパシティビルディングや方法論問題を検討すべきだと主張した。気候行動ネットワークは、環境 NGOs の立場から、政府代表の科学者らを“議長の友”として活用するよう奨励した。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L. 2) で、SBSTA は:

- ・ 行動の連携を円滑にするための方策を模索するよう議長に要請;
- ・ 組織や利害関係者に UNFCCC ウェブサイト上で行動に関する情報共有を奨励;
- ・ IPCC の指針およびガイドライン利用の訓練を受け、IPCC 排出係数データベースの利用促進について IPCC とともに取り組む専門家の増加および UNFCCC ウェブサイトに関する討議のフォーラム設置による情報共有の向上を事務局に要請。

研究および組織的観測: この問題 (FCCC/SBSTA/2010/MISCs. 4 及び 6) は、5 月 31 日の SBSTA プレナリーで取り上げられ、Sergio Castellari (イタリア) および David Lesolle (ボツワナ) が共同進行役を務める非公式協に付託された後、6 月 3 日 (木) の条約に関する研究活動についての対話で討議された。6 月 9 日の SBSTA プレナリーで結論書が採択された。

主要議題は、締約国からのサブミッション不足、このテーマを幅広くアピールするための科学的、政治

的問題間の関係を強化するアプローチ等。IPCC は、第 5 次評価報告書 (AR5) の作業を強調し、インターアカデミーカOUNCIL (InterAcademy Council: IAC) によって 8 月にも IPCC とともに IPCC のプロセスと手続きに関する報告書を完成させ、説明責任を有する透明なプロセスの担保に取り組むと伝えた。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.8) で、SBSTA は:

- ・ SBSTA 34 で研究ダイアログを継続することで合意;
- ・ 研究ダイアログ強化により科学界、政界との相互交流を更に強化する必要性に留意;
- ・ SBSTA 34 研究ダイアログで取り上げる問題をさらに検討できるよう SBSTA 34 でのワークショップ開催を事務局に要請;
- ・ 研究計画・機関に SBSTA 33 で科学的な更新情報を提供するよう奨励

方法論の問題 (条約): 国際航空・海運からの排出: この問題 (FCCC/SBSTA/2010/MISC.5) が最初に取り上げられたのは 5 月 31 日の SBSTA プレナリーだった。SBSTA の Konaté 議長 が本件の結論書草案を作成し、6 月 9 日に採択された。

国際海事機関 (IMO) は、加盟国の基準整備・履行の取り組みに言及し、市場ベースのメカニズム構築における進展についても強調した。国際民間航空機関 (ICAO) は、運用面の変更、市場ベースの措置、途上国支援、技術移転および航空燃料の消費量に関する報告にスポットを当てた。

クウェート、カタール、サウジアラビア、ニジェール、日本は、ICAO および IMO が現在、これらの問題点への討議に最適な場となっていると述べた。中国、ウガンダ、ブラジル、インド、アルゼンチンは、方法論問題と ICAO 及び IMO の指針について討議するためのコンタクトグループ設置案を支持した。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.9) で、SBSTA は、ICAO および IMO が今後の会合でも報告を続けるよう勧めるということで合意している。

附属書 I 国年次目録に関する報告ガイドラインの改訂: この問題 (FCCC/SBSTA/2010/MISC.1; FCCC/SBSTA/2010/4; FCCC/SBSTA/2010/INF.5) は 5 月 31 日の SBSTA プレナリーで最初に取り上げられ、その後は Riitta Pipatti (フィンランド) および Nagmeldin Goutbi Elhassan (スーダン) が共同進行役を務める非公式協議で検討された。議論された主要テーマとしては、報告ガイドライン改訂、伐採森林製品 (HWP) の更なる分析、湿地および土壌からの排出量である。

SBSTA 結論書: 6 月 9 日に採択された結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.12) で、SBSTA は特に:

- ・ 事務局に開催要請: 国家 GHG インベントリ向けの 2006 年 IPCC ガイドライン利用する際の報告に関連する方法論をテーマとする、第 2 回ワークショップ (2010 年 10 月); 第 3 回ワークショップ (2011 年上半期)
- ・ HWP、湿地および土壌からの亜酸化窒素の排出に関する報告に関連する方法論問題の明確化をテーマとする専門家会合の開催を IPCC に奨励;
- ・ 附属書 I 国の報告ガイドラインの改訂は現行のガイドラインを土台とすることで合意
- ・ 2006 年 IPCC ガイドラインの利用促進に向けたキャパシティビルディングの必要性に言及。

HCFC-22/HFC-23: この問題は、5 月 31 日の SBSTA プレナリーで取り上げられ、Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が進行役を務める非公式協議で審議された。6 月 9 日、SBSTA プレナリーで結論書が採択された。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.5) で、SBSTA は、他の政府間プロセスにおける HCFC-22/HFC-23 問題での新たな展開を盛り込んだテクニカルペーパーを作成するよう事務局に要請することで合意。

CDM に基づく CCS: この問題 (FCCC/SBSTA/2010/MISC.2 及び Add.1) は 5 月 31 日、SBSTA プレナリーで討議された後、Pedro Martins Barata (ポルトガル) 及び Andrea García Guerrero (コロンビア) が共同進行役となる非公式協議で討議された。6 月 9 日、SBSTA が結論書を採択した。

主要なテーマとして討議されたのは、特に:非持続性、MRV、国際法、保険の補償内容、プロジェクト活動のバウンダリ問題などである。サウジアラビア、ノルウェー、オーストラリア、クウェート、日本、エジプト、カタールが、CCS を CDM に含めるかどうかという問題についての決定書草案を検討することに支持を表明した。LDC の立場から、ベニンが、CCS を CDM の対象とすることに懸念を示し、バルバドス、ジャマイカ、ミクロネシア、ブラジル、ザンビア、トリニダード・トバゴがこれを支持した。一部の締約国からは、技術的な問題に対する懸念と市場への懸念を混同すべきではないとの意見があがった。

SBSTA 結論書: COP/MOP 決定書案が含まれた結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.11) で、SBSTA は、懸案事項を解決する必要があることを認め、COP/MOP 6 における決定書採択をめざして、SBSTA 33 で本件の審議を継続することで合意している。

疲弊森林の CDM 対象化: この問題 はまず 5 月 31 日の SBSTA プレナリーで取り上げられた後、Eduardo Sanhueza (チリ) が進行役を務める非公式協議で検討された。非公式協議では、ある締約国が疲弊した森林地の定義を紹介、こうした土地を CDM プロジェクト活動の再植林の対象とすることの意味合いに関する質疑に答えた。閉会プレナリーでは、進行役の Sanhueza から、本件で合意に至れず、SBSTA 33 で取り上げる予定であると伝えられた。

CDM に基づく標準化ベースライン: この問題 (FCCC/SBSTA/2010/MISC.3/Rev.1) は、5 月 31 日の SBSTA プレナリーで取り上げられた後、Peer Stiansen (ノルウェー) が進行役を務める非公式協議で審議され、6 月 9 日の SBSTA プレナリーで本件に関する結論書が採択された。

討議されたテーマは、ベースライン利用の性質、自主的か義務的か、現在 CDM の便益を受けていない国や地域のための便益などである。EU は、CDM の確実性、予測可能性、透明性を確保する上で、標準化ベースラインが重要であると強調した。日本、ベニン、南アフリカは、標準化ベースラインのアイデアを支持し、南アフリカとともに、現行の追加性ツールと併せて利用すべきだと述べた。日本は、標準化ベースラインによって CDM の地域分布改善が可能であると指摘した。標準化ベースラインの利用において環境十全性を保証することが重要だと多くの締約国が強調した。

SBSTA 結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.10) で、SBSTA は、各締約国、政府間組織、認可されたオブザーバー組織に対し、下記の対処策を 2010 年 8 月 16 日までに事務局へ提出するよう奨励: 標準化ベースライン開発の対象範囲; ベースラインの義務的または選択的利用; ベースライン開発の手続き要件; ベースライン開発の優先順位; CDM の少ない地域、準地域、部門、LDC によるアクセス; 集約レベルとバウンダリ; データの品質、利用可能性、収集、秘匿性; キャパシティビルディング及びデータ収集を含めた標準化ベース

ライン開発に係わる資金供与;これまでの取り組みを含めた開発のための決算。また、SBSTA は、SBSTA 33 での検討用に、サブミッションの内容を考慮に入れたテクニカルペーパーを作成するよう事務局に要請している。

温室効果ガスの CO2 換算共通算定方式: 5月31日のSBSTA プレナリーでこの問題が最初に取り上げられたが、その後は Michael Gytarsky (ロシア)が議長役を務める非公式協議で検討された。閉会プレナリーで Gytarsky から実質的な結論書について締約国の合意が得られなかったと述べた。SBSTA 33 で本件の審議が継続される。

気候変動の緩和に係わる科学的、技術的、社会経済的側面: この問題は6月31日のSBSTA プレナリーで最初に取り上げられ、その後、Kunihiko Shimada (日本)及び Fredrick Kossam (マラウイ)が共同ファシリテータを務める非公式協議で検討された。討議された主要テーマは、気温上昇 1.5° C に抑制する長期目標の達成に係わる費用便益に関するテクニカルペーパー; 農業部門の緩和および適応の諸側面; エネルギー効率およびエネルギー供給に関する作業である。

6月9日のSBSTA 閉会プレナリーでは、バルバドスが、AOSIS の立場から、提案されているSBSTA 結論書案は受け入れられないと述べた。レソト (LDC) の支持を受け、スペイン (EU)、パナマ、南アフリカ、オーストラリア、コロンビア、マラウイ、フィリピン、ノルウェー、AOSIS が、地球平均気温上昇 1.5° C 及び 2° C 抑制のための選択肢に関するテクニカルペーパー作成を事務局に要請することを提案したが、サウジアラビア及びクウェートがこれに反対した。サウジアラビアは、特に: 各国の誓約に関する分析、スピルオーバー効果、対応措置についてテクニカルペーパーで検討すべきだと提案した。

非公式協議に向けてプレナリーを一時中断したことを受け、サウジアラビアは、スピルオーバー効果について言及するような妥協したテキスト案を受け入れることはできないと述べ、ベネズエラ、クウェート、カタールがこれを支持した。サウジアラビアは、事務局がこの業務を引き受ける能力があるか疑問視した。ボリビアは、1°C目標も分析するよう求め、ニカラグアが支持した。

その後、プレナリーが6月10日まで延期されることになった。グレナダは、テキスト案は“現在、これに反対している締約国による合意を受けたものである”と強調し、“善意と品位を無視して、締約国がプロセスを逸脱させるという前例をつくってはならない”と述べ、それは“目標変更”という問題にあたると強調した。

6月10日、SBSTA プレナリーが再開されたが、ベネズエラ は自国案が多くの締約国にとって“魅力的な妥協案”になると主張し、“事務局が自らの責任で、非公式なテクニカルペーパーを作成すること”を要請するとの文言を提案した。サウジアラビアは、オマーン、クウェート、カタールとともに、この提案に反対を唱え、同議題を今後の会合に先送りすることを奨励した。SBSTA は、提案されたテクニカルペーパーについて言及しない結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.7) を採択した。

一方、バルバドスは、テクニカルペーパーは最も脆弱な国々が気候変動の不可避な影響に備えることを助けたであろうと主張し、“他の途上国がこれを妨害するとは皮肉なことだ”と強調、“そうした国々がかくも雄弁に語る結束、友愛とはそんなものか”と問いかけ、“これは遊びなどではない。あらゆる国々の存

在が危機に瀕しているのだ”と述べた。

南アフリカは、コロンビア、グレナダ(AOSIS)、オーストラリア、スペイン(EU)、ジャマイカ、ボリビア、ナイジェリア、グアテマラ、パプアニューギニアとともに、本議題に関する成果が無いことが遺憾だと述べ、SBSTA 33 で更に議論することを支持した。AOSIS は “共通のコンセンサスの見込み”がある提案に “反対は少ない”と指摘した。

SBSTA 結論書: SBSTA は結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.7) で、SBSTA 33 に向けて同議題項目の下で既に行われている作業に関する統合報告書を作成するよう事務局に要請した。

議定書 2.3 条 (政策措置の悪影響): 5月31日のSBSTA プレナリー及びAndrew Ure (オーストラリア) 及び Eduardo Calvo Buendia (ペルー)が共同議長を務めるSBI/SBSTA 合同コンタクトグループ と非公式協議で本件が審議され、6月9日にSBSTA で結論書が採択された。これに関連する議論は議定書 3.14 条に関するSBI 議題項目のところで総括している。(英語版: 17 頁参照)

SBSTA 結論書: SBSTA は結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.13) で、議定書 2.3 条に関するSBSTA 議題項目および議定書 3.14 条に関するSBI 議題項目の討議のためのSBI/SBSTA 合同コンタクトグループ設置; 結論書に付属させるテキスト原案を踏まえた審議の継続について合意。

国際機関との協力: 本件は5月31日のSBSTA プレナリーで取り上げられ、UNFCCC 事務局長 Yvo de Boer により事務局と関連機関の協力内容について概要説明があった。SBSTA Konaté 議長による結論書草案の作成が要請され、6月9日採択された。

SBSTA 結論書: SBSTA は結論書 (FCCC/SBSTA/2010/L.4) で、今後の会合の前に協力活動に関するグリーンディングペーパー作成するよう事務局に要請した。

閉会プレナリー: SBSTA 閉会プレナリーは、まず2010年6月9日に開催された。同プレナリーでは、気候変動の緩和に係わる科学的、技術的、社会経済的側面について締約国間で協議させるため、午後10時6分、一時中断した。SBSTA 閉会プレナリーは6月10日(木) 午前中に再開され、会合報告書 (FCCC/SBSTA/2010/L.1) が採択された。

イエメンは、G-77/中国の立場から、AWG-LCA の下でEGTT が特定した課題を検討するよう期待すると述べ、NWP に関して行動ベースの実施を強調した。レソトは、LDC の立場から、NWP、研究及び系統的観測の重要性を強調し、LDC 作業計画への配慮を高めるよう求めた。スペインは、EU の立場から、NWP、EGTT の作業計画、CDM に基づく標準化ベースラインの進展を歓迎した。オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、REDD 及びUNFCCC 報告ガイドラインに関する進展に言及した。

クウェートは、気候変動の影響低減のための自国の努力と他の途上国におけるプロジェクトに対する資金援助を強調した。

持続可能性を目指す自治体協議会 (ICLEI) は、温暖化対策における地方自治体の役割を強調しながら、NWP の進展を歓迎した。女性の環境・開発団体は、女性とジェンダーNGO の立場から、REDD によって女性の暮らしを悪化させてはならないと強調し、特にジェンダーの平等を要請した。

世界石炭協会は、BINGOs の立場から、CCS のCDM 化を求め、CCS にインセンティブを与えるような規制枠

組みの構築を求めた。国際労働組合連盟（ITUF）は、労組の立場から、NWP 強化の重要性を指摘し、緩和に関する科学、技術、社会経済的側面についての進展が無いことに懸念を示した。

6月10日午後1時10分、SBSTA Konate 議長により SBSTA 32 閉会が宣言された。

SBI/SBSTA 合同会合

6月9日、SBI/SBSTA 合同会合が開催され、UNFCCC 事務局長 Yvo de Boer に別れを告げた。SBSTA の Mama Konaté 議長がこれまでの業績に謝辞を表明したことを受け、De Boer は各国政府の交渉官、NGO、IGO、企業団体や事務局の同僚のこれまで4-14年間の激務に感謝を述べ、“コペンハーゲンではイエローカードをもらったが、カンクンとその後失敗することがあれば、審判はレッドカードに手を伸ばすだろう”とサッカーに喩えつつ“UNFCCC の進展を見せるまで、さらに14年という猶予期間は存在しない”と述べた。また、“こうした言葉は人それぞれに様々な意味をもつ”ことから、今後の方策は法的拘束力となるとし、それは“幅広い意味での概念定義を可能とする”という点で優れているからだと説明した。De Boer は“2° C の世界は危機に瀕しており、1.5° C の世界への扉は急速に閉じかかっている”と述べ、“我々にこれ以上、厳しい対策を遅らせるだけの猶予はない”と強調した。さらに、“政治的必須事項”への対応と、テクニカルな問題と政治問題を切り離すよう求め、明確なマンデートを担ったテクニカルな交渉の重要性を浮き彫りにした。

その後、G-77/中国、EU、AOSIS、アフリカン・グループ、LDCs、環境十全性グループ、アンブレラグループ、およびSBI議長 Robert Owen-Jones は、UNFCCC の de Boer 事務局長のリーダーシップに感謝すると述べた。

今次会合の分析

過去数ヶ月にわたり、国連事務総長による気候変動分野の金融に関するハイレベル諮問会議やボリビア・ココチャンバに於ける気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議、ピーターズベルク気候対話、オスロ森林気候会議など、様々な会合やイニシアティブを通じて、気候変動が脚光を浴びてきた。しかし、2010年2回目のボン気候変動交渉で、コペンハーゲンの国連気候変動会議以来、初めて実質的な問題についての議論が行われたと言えよう。Maritim ホテル内のいつもの廊下に目を遣れば、メキシコ、カンクンで開催される第16回締約国会議（COP16）及び第6回京都議定書締約国会合（COP/MOP6）への期待と交渉の現状を判断しようと多くの参加者が躍起になっていた。特に、コペンハーゲン以降、果たして各国は野心レベルを引き下げたのか、あるいは世界が気候変動に対応するため強力かつ意味深い対策を講じることを目指しているのかと思案していた。

以下、本稿では、6月の気候変動交渉に関して、交渉プロセス、基調、実質的な内容の進捗、各種の補完的プロセスと新たなパートナーシップ、カンクンとその先の展望について検証する。

交渉ムード

2週間の交渉の大部分は前向きなムードで、各国は熱心に対話に参加し、自国のポジション説明を行っていた。コペンハーゲン会議の最後に噴出した“怒りと不信”のサインはほとんど見られなかったようだ。AWG-LCAでの作業は、議長の新たな交渉テキストと所謂“信頼醸成の演習”が中心となり、各国はAWG-LCAのMargaret Mukahanana-Sangarwe 議長の質問票に答える形で主要な作用点を特定し、議長テキスト修正を円滑化するよう努めた。この手続きに対する参加者の最初の反応は良好だった。単独のコンタクトグループ内で論点について集中的に対応する機会が設けられたことに当初は感謝していたようで、Mukahanana-Sangarwe 議長の激励を受けて各国の落としどころを見つけようとする試みが一部で見られたが、より深刻な交渉に取り組む場として単一コンタクトグループはふさわしくないとの意見が出てきた。そのため、交渉のムードは相変わらず建設的ながらも、緩やかな形のフォーラムが欠如する中で、一部の国々は最終的に“受動的に既定のポジションを繰り返す“という形にならざるを得ないと判断したようだ。

議長の改訂版交渉テキスト先行版の発表を受け、最後の二日で、選択肢の数を減らし、括弧を削除しようとする強い感情がわき起こった。特に途上国はテキストへの不満を示し、G-77/中国はバランスを欠いたテキストだと訴えた。米国は、テキストに入っていた京都議定書の要素に反対した。ある交渉官によると、実際のところ、そのテキストに満足した人は誰もいなかったが、ほとんどの締約国が議長に信頼を寄せて、露骨に交渉相手に焦燥感を示すことを控えていた。ただ、合意可能なバランスを見つけることの難しさにだけは苛立ちが隠せないようだった。ある政府代表は“どのグループからどんな意見が出てくるのか皆が理解しているが、ほとんどの問題に妥協点が見つからないのだ。”と言う。多くの参加者は、次のステップが打てるのかどうか、先進国と途上国の間で根強く深い対立関係が残るMRVや遵守、緩和といった問題について果たして合意可能なバランスを見つけられるか思いを巡らせつつ、ボン会議を後にした。

技術面での進展を政治決定につなげられるか?

内容面については、緩和が“最も厄介な問題のひとつ”のままであることに誰も異論はなからう。附属書I国の中期目標として誓約に反映されている野心レベルは科学に適合したものではない。膠着状態にある主要な問題はお馴染みのものだ。米国の参加、附属書I国の排出削減努力の比較可能性の確保のしかた;京都議定書の命運についての合意;“トップダウン方式”か“ボトムアップ方式”で数値目標を決定すべきか;最後になるが重要なのは、先進国と途上国の双方が合意できる緩和とMRVの法的枠組みの模索といった問題である。

特に、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)において、2つの交渉トラック間の協力が、緩和に関する進展をずっと頓挫させている問題だと考える向きは多い。2つのAWGによる議論に“共用スペース”を設けることに“相当量の支持”があったことに前向きに驚いたと多くの先進国からの参加者が話していた。これは小島嶼国連合(AOSIS)と一部の中南米諸国からの提案だったが、他の途上国はこれを支持するかどうか意見が分かれていた。この提案によって、途上国のポジションの変化が明るみになり、多くの途上国が現在は2つのトラックに限定的な共有スペースを設けて附属書I国の緩和問

題を討議する案を支持していることが分かった。一方、反対派は、そうした議論が議定書の“死”に向かう一歩だとして懸念を示していた。ベテラン交渉官は、“G-77/中国は、2つの交渉トラックの一本化に合意しないだろうが、今やいくつかの途上国は横断的テーマに関する主要課題を議論する手段として共用スペースを模索しており、これはG-77/中国が最終的には限定数の問題点については共通の議論を行う構えであることを示すものかもしれない”と見ている。

先進国の議定書締約国は総じて、一部は進展し、正しい方向に向かっていていると見て納得しているようだったが、それがすべての締約国による排出削減に関する合同協議への一歩になることを望んでいた。しかし、米国は、京都議定書の締約国ではないため、京都議定書という文脈で附属書I国の排出削減を議論する“共用スペース”に反対を唱えていた。これは、すべての主要排出国向けの排出削減を議論する必要があるとして、京都議定書に類似した法的枠組みに反対を唱えてきた永年の米国の立場によるものだとの憶測もあったが、国内気候法案が失速している中で、米国は具体的な排出削減目標を議論する状況にはないのだとの見解もあった。

AWG-KPでは、土地利用、土地利用変化、森林(LULUCF)、柔軟性メカニズムの利用、新たな温室効果ガスの追加、誓約の数量的な排出抑制・削減目標(QELROs)への移行、余剰の割当量単位(AAUs)といった問題に関する附属書I国の想定に技術面の作業が追加されることで、将来の政治決定に向けた明確なオプションが提供され、2009年には殆ど進展の無かった附属書I国の排出削減に関して、プロセスの前進を開始させられるよう期待していた。会合中、G-77/中国は、LULUCF参照レベルの設定における透明性の推進策で共通見解を提示した。これは附属書I国には受け入れられなかったものの、今後数ヶ月のさらなる交渉のたたき台となりうる要素を備えた提案であるとして歓迎する向きが多かった。附属書I国の排出削減の野心レベルを引き上げるために可能な方策についてのテクニカル・ワークショップについて合意が得られたことも、ひとつの進展だと受け止められた。

科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)の下での緩和に関するテクニカルな作業については、進捗はさらに限られたものであった。サウジアラビア、クウェート、カタールなどの一部の産油国は、世界の平均気温上昇幅を1.5°Cまたは2°C以内に抑制するための方策に関するテクニカルペーパー作成を事務局に要請する多くの締約国の動きを妨害した。この意見対立の原因について数々の説明が行き交った。テクニカルペーパーは、今度のIPCC第5次評価報告書(AR5)で低排出シナリオを検討する潜在的なシグナルになるとの見方もあったが、こうした見通しは一部の途上国の反対に遭った。IPCCでは、これらの途上国が低排出シナリオをAR5に記載するほどに科学は進歩していないと強調しているが、1.5°C、またはそれ未満への抑制案反対の根底にあるのは化石燃料使用に対する“強烈な制限”を示唆するとの考えからだと思われる。他方、SBSTAでの議論の政治的な行き詰まりは、一部の産油国が強力に推進している炭素回収・貯留(CCS)のCDM化案に関し、多数のAOSIS加盟国を含め反対する国々が多いからだと推察している。こうした見方はともに交渉に対して科学の不確実性が突きつけている課題を浮き彫りにしている。ある上席交渉官は、“締約国は個々の利害を保護するために不確実性論の後ろに身を隠し、従来からのポジションを堅持している”と見る。

AWG-LCA では、資金分野で、COP に説明責任を有する基金発足に関する米国提案などがあり、重要問題で暫定的な進歩があったと数名の参加者が感想を述べた。この米国案は、COP の監督下に資金メカニズムを設置することをずっと要望してきた途上国から、慎重な歓迎を受けた。しかし、“この案には COP への説明責任のレベルの問題や幅広い資金枠組みなど、解決すべき問題を残している”とコメントしている。AWG-LCA の今後 2 回の会合で資金問題がさらに進展する可能性は限定的との観測もあるが、それは、国連事務総長による気候資金に関するハイレベル諮問グループが 11 月に発表する見込みとなっている、資金源に関する勧告を多くの先進国が待ち受けている状況だからである。

補完的プロセスの貢献

コペンハーゲン以降、対話の強化という点から多くの補完的なプロセスが登場した。先進国と途上国の関係国は情報共有とベストプラクティス検討を行うことをめざし、協力して暫定的パートナーシップ構築を行った。これらの“有志連合”は、スペイン、コスタリカ、米国主導の適応パートナーシップ、ドイツ及び南アフリカ主導の MRV パートナーシップ、ノルウェー、フランス主導の REDD+パートナーシップ交渉の片隅で会合を行った。こうしたフォーラムが、国家主導のアプローチや南北協力、南・南協力、成功している実証活動の強化に向けた支援構築につながると見ているのだと多くの出席者が説明していた。UNFCCC プロセスに干渉しようとの考えはないと強調するパートナーシップ関係者が存在する一方で、自然とこれらのプロセスに弾みがついて、交渉内部の政治的決定に影響し、パートナーシップ同士や交渉者が競合して分断された枠組みにつながったり、一部の国が取り残されたりすることもありうるのではないかという懸念を示す参加者もあった。こうしたプロセスの透明性、UNFCCC の下での交渉へのインプット、UNFCCC プロセスが気候変動対策において中心的役割を維持できるのかという点などを疑問視する声もいくつか聞かれた。こうした取り組みは単純に“UNFCCC プロセスに危険”だとの指摘もあった。

他方、新たなパートナーシップが昨今の親善や対話を糧に成長するよう多くの期待があがった。資金フローを開始し、具体的な進展を生み出すための手段になるとの見方もあった。UNFCCC プロセスの前進に向けて、弾みをつけ、必要な政治決定や妥協を図るため締約国を説得することに役立つという考えだ。

ボンの成果とカンクンへの展望

準備会合からの期待が会合後の現実が変わった今、ボン会合は、カンクンへと至る道においていかに野心的であるべきかなど、政府代表団が直面する課題を浮き彫りにした。AWG-LCA サイドでは、次のステップへの不安を口にする者が多かった。“8 月の会合までに改訂された交渉テキスト最終版を見るまでは、我々が果たしてそのテキストで前進できるかどうか分からない状況であり、テキストが目の前に無くてはカンクンの成果がどうなるか語るのは時期尚早だ”とのコメントもあった。ある上級オブザーバーは“カンクンまで、そしてその先の道程には、上からの政治判断が必要。過去 2 年半にわたる作業で描いた青写真を現実化できるようにしなければならない。”と話す。

事務局と COP 16 ホスト国メキシコも、カンクンへの期待値の調整に取り組んでいる。カンクンにおいて、法的拘束力のある合意を未だ求めている声と “それはありえない” という声がある。さらに、補助機関から上がってくる各種の作業計画から、REDD+や資金問題のようにコペンハーゲンで実質的なコンセンサスを得て AWG で合意する問題、はたまた広範な構造的な枠組みに至るまで、様々な成果がありうると思いを巡らせていた。しかし、より大きな政治的パッケージとは無関係に REDD+や適応、資金といった高度な問題を個別に討議することを許さないグループも存在することから、2011 年に南アフリカで開催される COP 17 で法的な包括合意の可能性を検討する国もあるとの憶測が出ている。コペンハーゲン後は、野心的な合意成立に係わる課題を誰もが十分に認識していたが、それでも気候変動の影響が次第に明らかになるにつれて、1.5°C、2°C という問題でさえ門戸を閉ざさぬよう、これまで以上に厳しい行動が世界で必要とされていることは明確だ。となると、失敗という選択肢は残されていないのだ。

今後の会合日程

モントリオール議定書 OEWG-30: オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書オープンエンド作業部会では、資金メカニズム、議定書改正、ハイドロフルオロカーボン類に関する問題について審議する。開催日: 2010 年 6 月 15-18 日。開催地: スイス、ジュネーブ。TEL: +254-20-762-3850/1 FAX: +254-20-762-4691 E-mail: ozoneinfo@unep.org URL: http://ozone.unep.org/Meeting_Documents/oewg/30oewg/index.shtml

国連グローバル・コンパクト・リーダーズサミット 2010: 潘基文・国連事務総長が議長を務める 2010 年国連グローバル・コンパクト・リーダーズサミットでは、金融危機や環境悪化といった地球規模の難題に取り組む。開催日: 2010 年 6 月 24-25 日。開催地: ニューヨーク国連本部。連絡先: サミット事務局 TEL: +32-2-740-2222 FAX: +32-2-743-1584 E-mail: ls2010@mci-group.com URL: <http://www.leaderssummit2010.org>

G-20 サミット: 次回の G-20 首脳会合は、金融市場の安定化促進、持続可能な経済成長と開発問題への対応策を討議する。開催日: 2010 年 6 月 26-27 日。開催地: カナダ、トロント。連絡先: サミット事務局 TEL: +1-877-420-2261 E-mail: G202010@international.gc.ca URL: <http://g20.gc.ca/home/>

英連邦第 8 回森林会議: 今次会合では、英連邦の森林回復: 気候変動への対応がテーマ。開催日: 2010 年 6 月 28 日 - 7 月 2 日。開催地: スコットランド、エジンバラ。TEL: +44-131-339-9235 FAX: +44-131-339-9798 E-mail: cfcc@in-conference.org.uk URL: <http://www.cfc2010.org/>

GEF 理事会: 今次会合では、GEF のプログラム策定・採択・評価を行う。開催日: 2010 年 6 月 29 日 - 7 月 1 日。開催地: ワシントン DC。連絡先: GEF 事務局 TEL: +1-202-473-0508 FAX: +1-202-522-3240/3245 E-mail: Secretariat@thegef.org URL: http://www.thegef.org/gef/council_meetings

2010 年国際気候変動適応会議: 気候の影響と適応をテーマとする第 1 回国際会議。 オーストラリア



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

国立気候変動適応研究ファシリティー及びオーストラリア連邦科学研究機関が主催。開催日：2010年6月29日－7月1日。開催地：オーストラリア、ゴールドコースト。連絡先：会議事務局 TEL: +61-7-3368-2422 FAX: +61-7-3368-2433 E-mail: nccarf-conf2010@yrd.com.au URL: <http://www.nccarf.edu.au/conference2010>

AWG-KP 13 及び AWG-LCA 11: 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する第 13 回特別作業部会及び UNFCCC の下での長期協力行動に関する第 11 回特別作業部会。開催日：2010年8月2-6日。開催地：ドイツ、ボン。

連絡先：UNFCCC 事務局 TEL: +49-228-815-1000 FAX: +49-228-815-1999 E-mail: Secretariat@unfccc.int URL: <http://unfccc.int/>

第6回オーストラリア-ニュージーランド 気候変動とビジネス会議: 不確実な政治の時代における企業の温暖化対策推進がテーマ。開催日：2010年8月10-12日。開催地：オーストラリア、シドニー。連絡先：Fiona Driver。TEL: +64-9-480-2565 FAX: +64-9-480-2564 E-mail: f.driver@climateandbusiness.com URL: <http://www.climateandbusiness.com/index.cfm>

準乾燥地帯における気候・持続可能性・開発に関する第2回国際会議 (ICID II): 世界の準乾燥地域の持続可能な開発に焦点を絞り、国連ミレニアム開発目標 (MDG) の達成を加速し、脆弱性、貧困、不平等の改善や天然資源の質改善、持続可能な開発の促進をめざす。開催日：2010年8月16-20日。開催地：ブラジル、フォルタレサ。連絡先：実行事務局 TEL: +55-61-3424-9608 E-mail: 連絡先@icid18.org URL: <http://icid18.org>

中南米における森林ガバナンス・集権化・REDD+ワークショップ: UNFCCC COP 16 及び国連第9回森林フォーラムにインプットを行う。開催日：2010年8月30日－9月3日 開催地：メキシコ、オアハカ 連絡先：CIFOR TEL: +62-251-8622-622 FAX: +62-251-8622-100 E-mail: cifor@cgiar.org URL: <http://www.cifor.cgiar.org/Events/CIFOR/decentralisation-redd.htm>

国連森林フォーラム (UNFF) 森林金融に関する専門家グループ特別会合: 森林金融に関する UNFF 戦略計画の一環として、持続可能な森林経営のための資金供与に関する専門家グループ政府間オープンエンド特別会合の第1回会合。開催日：2010年9月13-17日。開催地：ケニア、ナイロビ 連絡先：UNFF 事務局 TEL: +1-212-963-3401 FAX: +1-917-367-3186 E-mail: unff@un.org URL: <http://www.un.org/esa/forests/>

生物多様性条約 (CBD) COP 10: 生物多様性条約第10回締約国会議では、特に、生物安全性に関するカルタヘナ議定書第5回会合に先行し、生物多様性の損失率を著しく低下させる2010年目標の達成度の評価作業を行う。開催日：2010年10月18-29日。開催地：日本、名古屋。連絡先：CBD 事務局 TEL: +1-514-288-2220 FAX: +1-514-288-6588 E-mail: Secretariat@cbd.int URL: <http://www.cbd.int/cop10/>

デリー国際再生可能エネルギー会議 (DIREC): 再生可能エネルギーに関する閣僚級会議第4回。閣僚会合、B-to-B、産官会合、サイドイベント、展示会などが開催される。開催日：2010年10月27-29日。開催地：



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

インド、ニューデリー。連絡先: Rajneesh Khattar、DIREC 事務局 TEL: +91-9871711-26762 FAX: +91-11-4279-5098/99 E-mail: rajneeshk@eigroup.in URL: <http://direc2010.gov.in>

気候投資基金 (CIF) 信託委員会及び小委員会:開催日: 2010 年 11 月 8-12 日。開催地: 米国ワシントン DC 連絡先: CIF 事務局 TEL: +1-202-458-1801 E-mail: ifadminunit@worldbank.org URL: http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/november_mtgs_2010

モントリオール議定書第 22 回締約国会議 (MOP 22): 開催日: 2010 年 11 月 8-12 日。開催地: ウガンダ、カンパラ。TEL: +254-20-762-3850/1 FAX: +254-20-762-4691 E-mail: ozoneinfo@unep.org URL: <http://ozone.unep.org/Events/meetings2010.shtml>

11 月 G-20 サミット: 議長国は韓国。開催日: 2010 年 11 月 11-13 日。開催地: 韓国、ソウル。連絡先: G-20 サミット議長委員会。E-mail: G20KOR@korea.kr URL: <http://www.g20.org/index.aspx>

UNFCCC 第 16 回締約国会議及び第 6 回京都議定書締約国会合: SBI 及び SBSTA 第 33 回会合ならびに AWG-LCA 13、AWG-KP 15 が同時開催される。開催日: 2010 年 11 月 29 日-12 月 10 日。開催地: メキシコ、カンクン。連絡先: UNFCCC 事務局 TEL: +49-228-815-1000 FAX: +49-228-815-1999 E-mail: Secretariat@unfccc.int URL: <http://unfccc.int/>

用語集

AAU	割当量単位
AF	適応基金
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期協力行動に関する特別作業部会
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収・貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	非附属書 I 国国別報告書に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国会議/締約国会合
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GEF	地球環境ファシリテーター
GHG	温室効果ガス
HWP	伐採木材製品
ICA	国際諮問分析

IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ITL	国際取引ログ
LDC	後発開発途上国
LDCF	LDC 基金
LULUCF	土地利用、土地利用変化、林業
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	各国ごとに適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
NWP	気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画
ppm	100 万分の 1
QELROs	数値化された排出抑制・削減目標
REDD	途上国の森林減少由来の排出量削減
REDD+	森林保全を含む、途上国の森林減少由来の排出量削減
SBs	UNFCCC 補助機関
SBI	UNFCCC 実施に関する補助機関
SBSTA	UNFCCC 科学的・技術的助言に関する補助機関
SCCF	気候変動特別基金
SIDS	小島嶼開発途上国
TCN	気候技術センター・ネットワーク
TEC	技術執行委員会
TORs	委託条件
UNFCCC	国連気候変動枠組条約